と考へられてゐる。此種のものには次の如きものがある——

(イ)　證券番號相違

(ロ)　被保險者氏名相違

(イ)及(ロ)の合體せる場合は勿論通知書を無效にするに文句のない所であらう)

(ハ)　契約者名に附する稱呼相違(即ち、ミスター、ミセズ又はミス)

失效通知書が發行され、それに對し契約者が延滯保險料の全部又は、會社が一部支拂を受付ける場合には、その一部を支拂はざる時は、その契約は失效する。通知書發行後は代理人が、保險料集金の目的を以て契約者を訪問するものとは普通期待は出來ず、又斯くする規定上の義務もないらしいが、彼は屢〻自ら進んで契約の存續を契約者に說得せんがために訪問する、特に彼が自己の帳簿に財政的利害關係を有する場合に於て然りである。併し乍ら、代理人が料濟證券式を採用する會社即ち失效契約が保險金を減額して自動的に拂込濟となる樣な會社に屬はれてゐる場合は、會社の採用する方法如何に依り、或は裏書のために證券を引上げるか、料濟證券裏書附箋を添付するか又は料濟證券證明書を配布するかが彼の任務であらう。

復　活　保險料が延滯となれる契約者に對し、失效通知書が送達された場合、請求を受けた延滯額を猶豫期間中に支拂はなかつたとしても猶彼には或る種の權利が殘されてゐる。その權利と云ふのは次の樣な場合に起る——

(イ)　法定上の權利である場合——一九二三年法第二十四條(一)及び一九二九年法第三條(一)を見よ。

(ロ)　約款又は會社の發行する目論見書の條件に依り許容さるゝ權利の場合。

(ハ)　證券發行以來會社の讓步して來た權利又は一般會社の慣行が讓步する權利。

失效契約を復活さすべき權利は以上の(ロ)及び(ハ)の場合にのみ生ずる。法規上復活權は無い樣である。その理由は、之が會社に對する逆選擇行爲であり、從つて會社は被保險者の健康が可良である事に就て滿足を表明すべき必要があると云ふ事を知れば自ら明瞭とならう。如何なる法規にも會社が、被保險者は健康であり從つて被保險者たり得るものと考ふべき時機を決定すべき規則を設ける事は出來ない。此の事は全然私的見解の問題である。

併し乍ら、比較的近年に至る迄復活權は極少數の會社の約款中に成文化されてゐたのである。復活は契約者に依つて申込がなされた時に全然會社の任意で之を許したのであるが、斯樣な申込が出來るとは契約者が知らないのが普通である。併し、時として目論見書中に失效證券の復活申込が出來る旨を書き添へた事がある。

とは云ふものの、現今の地位は契約者側から見て大いに改善されてゐる。現在に於ては大抵の大會社では、その約款中に滿足なる健康證明さへ提出するに於ては、復活權を許容すべき條項を挿入してゐる。本取扱は又復活條文を含まぬ既契約に對しても及ぼされてゐる。

一九三〇—三一年中に料濟證券式を採用した結果、大部分の會社が發行した通知書中に次の如き條項が現はれた——

契約者カ失效後原契約ヲ全額給付ヘ復歸スル權利ヲ有スル場合ニハ、料濟證券ヘノ變更ニ關係ナク、該權利ニ基ツイテ原契約ヲ全額給付ニ復歸スル事ヲ得、而シテソノ場合ハ前記ノ變更ハ無カツタモノト看做ス

自動料濟證券式はその名の示す通り、契約が失效せる場合には、保險料拂込回數が充分なる事を條件に、料濟證券が自動的に交付されると云ふ事以外に玆に之を說明せんとするものではない。會社に依り一ケ年分の保險料が拂込まれた場合には一樣に交付してゐる所もあり、又他の或るものは二ケ年分の保險料が拂込濟の後に之を許してゐる。

本法を採用する會社の殆ど全部は、契約復活の條件を具體的に現はした條項を證券に揭載してゐる。次に示すものは多くの會社の採用する行文である——

本證券カ料濟證券トナレルニモ拘ラス被保險者ノ健康證明書ヲ提出シ重役ノ滿足ヲ得而シテ延滯保險料全部ヲ拂込ミタル時ハ最終拂込保險料ノ拂込日ヨリ一ケ年以內ナラハ何時ニテモ之ヲ復活シ全額給付ニ復歸スル事ヲ得、ソノ際延滯保險料ハ證券ガ料濟トナラサルモノトシテ計算スルモノトス

本條件は料濟證券の許容された契約のみを取扱ひ、料濟證券の資格を得すして失效する契約には關係がない事を識るであらう。併し乍ら實際上には後者に屬する契約に對しても、同樣の條件を以て復活が許されて居り、前記の條項は時として一層寬大であるか又は特殊條項が約款中に挿入されてゐる。

如何なる場合にも失效契約の延滯保險料の拂込は、本社から復活し得る旨の通知を受取る迄は之を受取るべき筋に非ざる事は、代理店側の深く誡められてゐる所である。

要求する所の健康證明は原申込用紙と同欄に改めて健康證明をすると云ふ形式を採るのが普通である。併し乍ら必要ある場合には、契約者の自費に於て醫的診査を要求される。

復活の調査には特別の注意が必要なる事勿論である。復活を希望する證券は、契約者が堀出物を手離した事即ち保險金の豫想が失效當時よりも復活申込當時に於てより大きい事を認めた場合のそれであるのが大いに有り得るのである。換言すれば、會社に對する逆選擇は新規申込の場合よりもむしろ一層甚大である。

書類受領證　代理人はその職務遂行上、證券、保險料領收帳又は證券に關係ある其の他の書類を入手する必要が時々起らう。一九二三年法第二十二條に依れば、彼は彼が受取る書類全部に對して受領證を渡さねばならず、更に證券が之れに附隨して起るべき全ての請求が滿足すべきものと云ふ理由を以て滿了となりたる場合を除き、書類は二十一日以內に返還せねばならぬ。而して返還する際には勿論契約者より受取書を貰ふであらう。

會社は此の目的のために受領簿を代理人に交付するその採用するシステムに至つては各社每に違ふが、普通代理人は彼が與へる受領證のカーボシ・コツピーか控を保存する樣規定されてゐる。書類返還の際代理人は、契約者に對し書類を受領せる旨を確認して受領證を返戾すべき事を要求するか、又は少數會社に在つては、原受領證のカーボン・コツピーを一、二枚作成して、書類返還の際契約者にコツピーにサインを要求する。本手續の意圖は、契約者は屢〻原受領證を亡失又

は紛失するものであるから、コッピーに確認を願ふ方が簡單であると云ふに在る。

受領用紙を三枚使用する場合に於ける一般の手續は、原本を契約者に渡し、第一コッピーを書類に添付し第二コッピーは帳簿に殘して代理人の手許に置くのである。書類を返還する際には、代理人は第一及び第二コッピーにその旨確認するのである。第一コッピーは地方事務所又は本社に整理保管し、代理人は第二コッピーを自分の手許に保存するのである。此のシステムは多少念が入つたものであるが、採用の結果は何等特別の仕事が殖へてゐぬ事が判り、一方書類の在箇を殆ど間違ひなく決定する事が出來、更に書類の返還なき旨の通告を受けた際に身の明しを立てる手段を代理人に授けるものである。

以上は終始一貫代理人に就てのみ言及して來たのであるが、第二十二條は會社の如何なる役員に對しても同樣に適用するものである事を理解すべきである。

序で乍ら、本條を嚴密に解する時は、全ての書類は證券「所持人」に返還すべきであると言ひ得る。故に所持人以外の人より書類を受取つたにしても、必ず所持人に返還すべきであらう。併し必ずしも之が實行可能であるとは限らず、實際上には書類を受取つた本人に返還すると云ふ一層合理的な方法が普通採用されてゐる。恐らくは斯樣な變則的立場は機會のあり次第是正される事であらう。

今一つ述べる必要ある點は、本條を實施するに當つては、會社は希望が有るにも拘らず簡易保險證券貸付を許す事を躊躇せざるを得ぬ事である。その理由は、集金組合の場合に於ける如く受託者が貸付ける場合を除くの外證券を擔保に保留する事は不可能であるから。

併し乍ら本條は、證券を發行せる會社が代理人に對して訴訟を起す目的を以て證券、帳簿又は書類を引上げたる場合には、會社は二十一日以上之を保管せる場合には契約者に對し證明せるコッピーを交付すると云ふ了解のもとに如上の書類を保管する事が出來る事を規定してゐる。（以下次號）

生命保險の過去及將來

一九一六年以後特に過去十ヶ年間に於て生命保險の飛躍的發展を招致した原因と見るべきものは數々あらうが中に就て決定的原要と認められるものは左の四ツである。

家族に對する價値

一、家族に對する生命價値の認識及其の價値を家族に對する身分相應の宗教的、社會的及經濟的責任程度に應じて評價し且資本化する必要の認識が深まりたること。生命保險は可能的財產の關係に於て現狀維持の狀態を創造するものであることが一段と了解されて來た。それは死亡を經濟的に見て單に一つの出來事と化して了ふものである。被保險者が生理的には最早家族と俱に生きることの出來なくなつた場合に於ても經濟的意義からすれば尙ほ長くこれと生を俱にすることを得しむるものなのである。契約者は死亡しても月々の實收は其の愛する遺族に保障されるのである。

加ふるに可能的財產を死亡に因りて喪ふことの危險程度も亦日增に了解されて來た。米國經驗死亡表に依れば三十歲者中其の四二%强が退職年齡の六十五歲前に死去する。人間の活動期に就て五年宛にその死亡割

合を調べると三十歳者中最初の五ケ年間に三・四%、次の五ケ年間に七・七%、次の五ケ年間に一二・二%、次の五ケ年間に一七・二%、次の五ケ年間に二三・一%即ち四名に付一名が死亡すべく豫期される。死亡率の何と恐ろしく哀きことよ。生命保險の原價がかくも合理的であり且保險せられざる死亡の家族に對する結果のかくも重大なるに想到すれば何人と雖も甘んじて此の恐るべき危險を放任するものはあるまい。

「受益者」としての契約者

二、心勞の一掃、自發心の振作、組織的便法に因る貯蓄心の涵養、便利な割賦法を基礎とする絶對安全にして且合理的に有利なる投資プログラムの提供、割賦投資プログラムの實行上完全にして廉價且無比なる管理的サービスの提供、最終疾病費相續稅遺產整理費といふが如き避くべからざる且一見する所遽增する社會的經費及公課に因り所有者死亡の際に發生する諸種の減損に對して非生命保險財產の保護、自動的に管理せられる財產の創造、被保險者の所有に屬する他の財產の整理の容易化及絕對に確實な養老收入の確保などの關係に於て生存する契約者身分に對する生命保險の價值の認識が深まりたること。

實際問題として謂ふ所の契約者は「受益者又は保險金受取人」と呼ばるべきである。實際上利益を享受する者は契約者其人に外ならぬ。彼は生命保險を樂しむべきであつて之を嫌々ながら繼續するといふが如き誤つた考へは一擲しなければならぬ。彼は之を例へば慰安と精神的快樂を求め且自己及家族のために相當の財產を創造する上に於て一步を進めるといふが如き善良なる經濟的目的のために支出を敢へてする場合と同樣

推奬すべき利己心よりして進んで生命保險に加入すべきである。

「定收觀念」

三、一時金に對する「定收觀念」の認識が深まりたること。家長はその早世の場合に於て遺族が從前通りの生活程度を維持するに足るだけの收入を生ずるに十分なる金額の生命保險に加入する義務がある。

完全制度

四、生命保險は堅實にして科學的な貯蓄及投資手段として役立つことの認識が深まりたること。被保險者死亡の場合に於てのみ保險金を支拂ふ純短期保險（契約者が契約滿期日まで生存せば何物をも支拂はず）は別として生保證券は契約者生命價值の保護と便利な割賦法に依る貯蓄とを巧みに結び付けた完全制度なのである。

生命保險は今後の十ケ年間に大體左の六箇の經路を通して發展を遂げるものと豫測される。

生命價值の尊重

一、家庭關係及商業關係に對する生命價值哲理の一層徹底した應用、即ち資本化、損害塡補、減價償却、非常積立金、償却積立金、堅全投資及價值保存に關する諸理論を物質的財產に於けると同樣天與の資產に付吾々自身に對しても應用することの必要なる所以及これが科學的手段は生命保險を措いて他に存せざることの認識が深まるのである。

受益者の指定

二、前記の事項と密接な關係のあるものであるが契約者は所謂「受益者」の指定に一層細心な注意を拂ふことになるであらう。受益者條項は實際上生命保險の核心である。第一受益者の指定が明確であるを要するは申すまでもなく豫備受益者の指定にも亦愼重を期せねばならぬ。受益者が數人ある場合には受益者條項の作製に當り各箇の持分を明瞭に記載し且第一受益者及豫備受益者の各箇に付保險金の支拂若は會社供託に關する諸條件を洩れなく明快に且注意深く揭示して置く必要がある。

年金思想の普及

三、國民は集積資産の科學的淸算の重要性を認めて將來益々年金思想化されて來るであらう。凡てのものは必ず一度は淸算されなければならぬ。貯蓄が僅か三代の間淸算せられずに居たとしたら寶の山が築かれることになるであらう。

私有財産の大半は投資と呼ばれる水車場で定期的に紛粹されつゝある。其の工程るや平常時には左程人目に立たないが經濟非常時には急テンポ且破壞的である。多くの人はいふ「余は働き且忍んだ、自己及家族の將來に備へるために目前の享樂を多分に犧牲とした、所が今日ではどうだ、無一物ではないか、かうと知つたら手廻しよく使ひ果して置くべきであつたと今更ながら口惜しく思ふ。貯蓄などは忘れても二度としないことだ。人間は現在に生き現在を樂しめば足る。將來のことは將來に任せよう、けだし投資には確實性といふものがないから」と。

かくの如きは正に悲劇的哲理である——、五財産中一財産が皆無に歸し殘る四財産も其の弗價値に於て半減を見た近頃の出來事を經驗してかゝる思想的傾向にもけだし無理からぬ節があると思ふのである。乍併これは全然不心要な考へ方である。貯蓄を保險會社に託しさへすればこれが安全保管の責に任ずるばかりでなく正規確實第一主義に則りて年金契約者の終身間基金を淸算してくれる。

定收の選擇

四、前記の年金思想と密接な關係のあることであるが契約者は一時拂保險金よりも寧ろ「定收」によりて保險金受取人を保護することの必要及各自の證券によつて認められる諸種の保險金支拂方法を了解することの必要を痛感することにならう。約款では保險金支拂の方法として各種の定收選擇權を認めてゐる。之を例へば保險金受取人に對して、その終身又は特定期間毎月同額の賦拂金を保障することにするのも一法であるが、此の場合に在つても保險金全額（元金及元加利子）を賦拂に當てることも出來るし、又元金を結局特定の遺族に與へんとの希望ならば一先づ保險金を投資のため會社に信託し之に對する保證利子だけを保險金受取人に對して、終身又は特定の期間支拂ふように取極めることも出來る。これはほんの一例に過ぎないが、契約者の家庭の必要に應じて如何樣にも定收を組合せることが可能なのである。

利益配當金の利用

五、生命保險及年金保險の眞價の認識は當然に證券上認められたる諸種の利益配當受領形式のよりよき了解を齎すことになる。契約者は利益配當を現金で受取りかくしてそれだけ保險料年額を減殺することも出來

る、投資のため會社に信託して置くことも出來る、又料濟追加保險を購入するとか若は滿期日を短縮するために利配金を充當することも出來る。是等の選擇權の利害得失は十分に檢討されなければならぬ。さしたる必要もなきに年々利益配當を現金で受取りかくして之を濫費するとか或は又誤つた投資により て喪失する者が餘りに多過ぎる。選擇權を行使して毎年の利益配當を會社に信託して置けば假令一回分は零碎であつても多年に亘り組織的に且複利で蓄積されることになるから、塵も積れば山の譬にもある通りやがて活社會から退隱して餘生を樂しむといふ時期までには相當額に達し少からず契約者を喜ばすことになるのであろう。

營業價値の資本化

六、「家庭」と「營業」との間に存する緊密なる關係の認識が深まることは家庭の見地からすれば極めて大切であり且有意義である。凡そ家長には二つの關係の離すべからざるものがある。一は家族關係、他は家族扶養のための營業又は職業關係である。中産階級の大多數即ち九五%に在りては家族と家長の營業又は職業との間には密接なる相關關係が存するのである。

是の故に吾々は家族——日夜業務にいそしむのも皆彼等の身の上を思へばこそだ——の利益のために營業者又は職業人としての吾々の營業價値を資本化しなければならぬ。自己身上の教育、習練、經驗に投下した元本が死亡に因りて失はるゝに備へる必要があり、又折角今日までに築き上げたグツドウヰル即ち信用してそれは當人の死亡と共に消滅するを常とする信用の弗價値を資本化し、且保護する必要がある。之を要するに吾々は今日までの無形投資、實在はするが市場性のない而して又投資者の生存を條件としてのみ結實する無形投資の保護を忘れてはならないのである。

（ヒユブナー）

低金利對策としての失效防止

本年度に入つて米國の生保業者は目下の低金利大勢の惡影響を克服する一手段として失效解約の防止に一段の注意を傾倒しつゝある。近き將來に於て金利上騰の見込がないといふのが當業者の略一致した觀測である。平均利廻の引上を目的として凡そ有利と思はれる投資方法はあます所なく試みられた。信用市場に於ける政府の支配的勢力、それは金利好轉を期待し得ざることを明示してゐるのである。

失效解約が契約者に損害を與へることは普く知られてゐるがそれが普通生保會社に及ぼす影響に就ては世上可なりの誤解が存する。會社は失效で儲けると信ずる者が業界の內外に少なからずあるが近頃の研究に依れば會社も亦多大の損失を被むるものであることが明瞭となつた。

當業者の意見に依れば失效問題は低金利に原因する收入減少に關聯して之を考慮することが出來る。現に問題は生保會社就中多數の若小會社の嚴密なる檢討の下に在るのである。

多年に亘る一般的經經に徴すれば生保契約の平均存續期間は約七ヶ年と見て大過はあるまい。尤も長續きする契約も少なからずあるには相違ないが契約の實質的部分が第二證券年度內に若は其後間もなく失效する結果として平均存續期間は吾等が多年不必要に低いと考へてゐた點まで引下げられて了ふのである。

失效率を引下げて此の平均存續期間を十ヶ年とする

ことが出來れば若い又は比較的に若い生保會社にとりて積立金運用利廻が〇・五%方好轉したと同じ結果になる。割合に古い會社に對する影響はそれほど顯著ではあるまい。

一百生保會社の平均純利廻は一九三三年には四・二六%型一九三四年には三・九二%であつた。利廻の惡化は業界未曾有の現象である。會社は例外なく低金利に纏されてゐるのである。

是の故に當業者當面の問題は如何にせば保險料及利子收入と諸支出及保險料積立金とのバランスを保たしめ得るかといふことである。目下これが對策として收入增加の方面からは（一）料率の引上及（二）減配、又支出節減の方面からは（三）將來の契約に對する解約還付金の減額の三手段が講ぜられつゝある。

失效率を引下げることは會社の所得に對する負擔を輕減する所以である。幸にして契約維持に成功しさへすれば低金利の事必ずしも大に憂慮するを要せずと若干の會社首腦者は極めて樂觀的な口吻を洩してゐる。

解約還付金を減額する方法は可なり澤山の會社の採用する所となつたがそれは恐くは代理人をして勸誘上解約價値の强調を差控へ保護價値——業界の有識階級が生命保險の眞の目的として方今强く主張しつゝあるところ——の宣傳に主力を注がしめる結果を招來するであらう。從前代理人は解約價値を强調し過ぎた觀がある。從つて此の點の是正は契約の維持上有效に働くものと豫想される。

低金利對策の立案上解約還付金の引下によるべしといふ論者と料率の引上によるべしといふ論者とがある。後者は解約還付金の引下は新契約の募集上殆ど無影響であるが、料率の引上は代理人道德水準の低下及代理人出入りの激化を結果するであろうといふ外野側の見解を反映したものと見ることが出來よう。

一九三四年度
米國生保會社利廻率
——前年度に比し・〇七%の減少——

世界的低金利傾向に抗し得ずして、米國生保會社が遂にその豫定利率を變更するに至つたことは既報の通りであるが、スペクテーター誌の調査に據れば、その一九三四年度運用利廻率は左の通りである（主要會社一〇〇社）——

運用資產平均利廻表

會社名＼年次	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九二八—一九二九	一九三〇—一九三四
アカシア・ミューチュアル	五・八九	五・九八	五・八八	五・八〇	五・八二	五・四九	五・二七	五・九四	五・六四
イートナ・ライフ	五・一三	五・二三	四・八八	四・九四	四・九五	四・六八	四・四八	五・〇八	四・八三
アメリカン・セントラル	五・七〇	五・九五	五・八五	五・九九	五・八六	五・四五	五・二九	六・二四	五・六八
アメリカン（ミシガン州）	五・九四	五・七六	五・六九	五・四九	五・二一	四・七三	四・五七	六・〇六	五・一二
アメリカン・ナショナル（テキサス州）	五・九二	五・九五	六・二三	六・〇六	五・〇四	四・四一	四・六九	六・〇七	五・二三
アミカブル	七・二一	六・九八	七・〇五	六・七〇	六・三五	六・二五	五・四五	七・二〇	六・四〇

アトランチック・ライフ	六・三五	六・二七	六・〇一	五・八五	五・八六	五・三六	五・三三	六・三三	五・六八
バルチモア・ライフ	五・五一	五・四四	四・九五	五・二三	四・九〇	五・〇五	五・一六	四・七五	五・〇六
バンカーズ(ネブラスカ州)	五・三四	五・三五	五・一二	五・〇〇	三・八七	四・〇五	四・八八	四・七七	四・五六
バンカーズ(アイオア州)	五・三七	五・四二	五・二九	五・一一	四・五六	四・五三	四・二九	五・四〇	四・七三
ベネフイツシャル	五・六四	五・四九	五・三八	五・五七	五・一八	四・六九	四・四四	五・六三	五・〇三
バアクシエアー	五・五八	五・六〇	五・四九	五・二三	五・三四	五・一三	五・一六	五・五三	五・二六
ボストン・ミューチュアル	五・六五	五・六五	五・六六	五・六二	五・五〇	五・二〇	四・九九	五・七三	五・三九
カリス・ウエスターン・ステーツ	六・二三	六・〇六	六・二八	六・四三	五・六九	六・〇一	五・二三	六・三四	五・八六
キャピトール・ライフ	六・一六	六・一八	六・一六	六・一八	六・一七	五・八六	五・六四	六・三三	六・〇〇
シダー・ラピツド	五・三八	五・五五	五・四〇	五・三六	四・〇七	四・一六	三・八七	五・五六	四・五六
セントラル(アイオア州)	五・四〇	五・四九	五・四五	五・一二	四・八一	五・三四	四・五七	五・四三	五・〇六
セントラル(イリノイズ州)	五・九九	六・一〇	五・七四	五・五一	六・二五	四・九六	四・四八	六・二四	四・九五
セントラル・ステーツ	六・六二	七・二八	五・三三	五・五五	四・五八	四・一二	五・五六	六・六〇	五・〇三
コロニアル・ライフ	五・六九	五・六一	五・五四	五・三八	五・三〇	五・〇八	四・九二	五・一八	五・二四
コロンビアン・ナショナル	五・六三	五・五六	五・五八	五・四八	五・三八	四・九六	五・四三	五・六四	五・三六
コロンバス・ミューチュアル	六・五二	六・二九	六・一九	五・九七	五・五〇	四・九六	四・七四	六・四三	五・四三
コンモンウエルス(ケンタツキー州)	五・八六	五・八〇	五・六二	五・六八	五・七三	五・五一	四・七四	五・八一	五・五〇
コネチカット・ゼネラル	五・五四	五・三六	五・二五	五・〇六	四・六八	四・八七	四・八四	五・五一	四・九三
コネチカット・ミューチュアル	五・一三	五・一一	五・一〇	五・一一	四・八六	四・六三	四・四九	五・一六	四・八二
コンサバチイブ(西バアヂニア州)	五・四四	五・四六	六・〇五	五・七七	五・二二	五・四九	五・五九	五・七四	五・六二
コンチネンタル・アメリカン	五・五三	五・五六	五・四四	五・三三	五・〇六	四・八五	四・九五	五・四八	五・一一
コンチネンタル・ライフ(イリノイズ州)	四・六一	五・〇七	五・一一	四・八三	四・四二	四・二八	四・二六	五・二三	四・五四
イクイタブル(紐育州)	五・二二	五・二九	五・三八	五・三三	五・一九	四・一九	四・二二	五・二二	四・八一
イクイタブル(デ・モイン州)	五・四四	五・四六	五・三七	五・三九	四・八八	四・五五	四・六七	五・五六	四・九六
イクイタブル(コロンビア區)	六・三一	六・二四	五・七九	五・七七	五・五五	五・三三	五・三一	六・四一	五・五三
ユーリィカ(メリーランド州)	五・五四	五・七三	五・五五	五・四七	五・二七	五・〇九	五・二七	五・五六	五・三二
フエデラル・ライフ	六・二三	六・〇〇	五・八九	五・八八	四・七八	四・四九	三・九四	六・三七	四・九七
フィデリチイ・ミューチュアル	五・六一	五・五九	五・五六	五・三三	四・九〇	四・八五	四・八八	五・五六	五・〇九
フランクリン・ライフ	五・五九	五・五二	五・五〇	五・二六	四・八九	四・五一	四・八六	五・六五	五・一〇
グレィト・サウザーン・ライフ	六・二三	六・四四	六・九九	五・九五	五・九八	五・六三	五・五二	六・四一	五・九八
ガランチイ・ミューチュアル・ライフ	五・一五	五・四九	四・九六	五・六一	四・二三	四・八〇	四・五三	五・四〇	四・九四
ガランチイ・ライフ(アイオア州)	五・六〇	四・八四	五・三四	四・九二	四・〇七	三・八九	四・二三	五・二八	四・四五

ガーデアン(紐育州)	六・〇二	六・〇六	六・〇〇	五・八九	五・九三	五・七二	五・五三	五・九九	五・八〇
ホーム・ライフ(紐育州)	五・四六	五・五七	五・五五	五・四三	五・三五	四・八〇	五・〇五	五・四〇	五・二八
ホーム(ペンシルヴァニア州)	六・〇三	六・〇〇	五・七八	五・八四	五・八七	五・一〇	四・六一	六・二六	五・四三
インデアナポリス・ライフ	六・六三	五・八三	六・二三	五・七六	五・六〇	五・一八	五・〇〇	六・二六	五・五〇
ジェファアーソン・スタンダード	六・一二	六・一四	五・九〇	五・六二	五・二九	五・三六	五・三六	六・三三	五・四九
ジョン・ハンコック	五・三九	五・三五	五・一九	四・七三	四・九八	四・六四	四・三九	五・三七	四・七七
カンサス・シチイ	五・四七	五・四七	五・五〇	五・四二	五・二一	四・七六	四・六一	五・五七	五・〇九
ラファイエット・ライフ	六・一三	六・三一	五・六八	五・四五	四・九八	五・〇九	四・九二	五・八八	五・二一
ライフ・インシュランス・カンパニー・オヴ・ヴァジニア	五・九一	五・八四	五・七三	五・七四	五・二五	四・九〇	四・六三	五・八九	五・二三
リンコルン・ナショナル	五・七〇	五・七七	五・七八	五・六三	五・三四	四・四三	四・三四	五・七九	五・〇四
マンハッタン(紐育州)	五・四三	五・三四	五・三〇	五・二三	五・一三	四・八四	四・九九	五・二七	四・九五
マサチュセッツ・ミューチュアル	五・四九	五・四九	五・四六	五・二七	五・二八	四・四八	四・二九	五・四七	四・九二
メトロポリタン	五・三八	五・三四	五・三五	五・二四	五・一〇	四・八四	四・七四	五・四一	五・〇三
ミッドランド・ミューチュアル	五・八九	五・八五	五・七三	五・六八	五・三三	五・一九	四・九九	五・九五	五・三七
ミッドランド・ナショナル	五・六七	五・六四	五・五九	四・八五	四・四三	四・四五	四・一三	五・七六	四・六九
ミネソタ・ミューチュアル	五・〇八	五・二八	五・〇四	五・〇五	四・五四	四・五六	四・七九	五・三一	四・七八

モンタナ	五・四〇	五・四〇	五・四三	五・三三	五・一九	五・〇六	四・八二	五・六八	五・一六
ミューチュアル・ベネフィット(ニュージャーシイ州)	五・一一	五・〇九	五・一二	五・一一	四・五五	四・四七	四・〇九	五・一二	四・六七
ミューチュアル(メリーランド州)	五・〇三	五・一八	五・〇〇	五・二九	四・八一	四・一一	三・二〇	四・九〇	四・三八
ミューチュアル・オヴ・ニューヨーク	四・九三	四・九七	四・九七	五・〇五	五・二三	四・七二	四・三一	四・九四	四・八四
ミューチュアル・トラスト	五・九〇	五・二四	五・一四	五・〇一	四・八二	四・一三	四・四一	五・五九	四・六八
ナショナル・ライフ(ヴァアモント州)	五・四〇	五・二六	五・二九	五・〇八	四・八一	四・八八	四・八六	五・三〇	四・二九
ニュー・イングランド	五・二八	五・二五	五・二七	五・二四	五・二二	四・九八	四・八〇	五・二七	五・〇九
ニュー・ワールド	五・六四	五・八七	五・三七	五・五五	五・二九	四・六五	四・八六	五・九一	五・一四
ニュー・ヨーク・ライフ	五・〇四	五・一五	五・一七	五・一三	五・〇〇	四・八〇	五・六八	五・〇三	五・一三
ノース・アメリカン(イリノイズ州)	六・三五	六・〇三	五・七九	五・三七	四・九五	四・四九	四・三二	六・〇二	四・九九
ノーサーン・ライフ	五・四三	六・六五	七・四四	七・一五	六・七三	五・七三	五・五二	五・九一	六・四四
ノースエスターン・ミューチュアル	五・一八	五・一三	五・一二	五・〇八	五・〇三	四・八三	四・七三	四・九七	五・四一
ノースウェスターン・ナショナル	五・四四	五・四二	五・三六	五・二六	五・〇一	四・二三	三・八六	五・四六	四・七一
オクシデンタル・ライフ(カリフオルニア州)	七・一三	六・三二	五・九三	六・五二	五・二八	五・二四	五・六八	六・六〇	五・七二
オハイオ・ナショナル	五・六一	五・六一	五・九五	六・〇三	五・五〇	五・四五	五・一四	五・八五	五・九五

オハイオ・ステート	五・八六	五・八一	五・六八	五・六六	五・四三	五・七五	五・六五	五・七七	五・四二	五・一八	五・一二
オールド・ライン（ウイスコンシン州）	五・六七	五・五七	五・三九	五・〇四	四・八〇	四・三二	四・〇九	五・五九	四・七三	五・一四	五・〇三
オレゴン・ミューチュアル・ライフ	五・三五	五・四一	五・四〇	四・五一	四・二六	五・〇七	五・二七	五・三九	五・二九	四・九三	四・五〇
パシフイツク・ミューチュアル	六・四六	六・三九	六・三一	五・四〇	五・〇七	五・四八	五・四七	六・五三	五・〇七	五・〇一	四・五三
ペン・ミューチュアル	五・四五	五・四二	五・三七	五・三三	五・三一	四・七七	四・六七	五・四七	五・一七	四・九〇	四・六〇
フィラ デル フィヤ	五・九五	五・八一	五・八九	五・七三	五・五六	四・八五	四・七四	五・〇二	四・八六	四・四四	四・二〇
フイニツクス・ミューチュアル	五・三八	五・二三	五・一〇	五・〇六	四・八五	四・四七	四・三七	五・一二	四・六〇	三・九八	四・六〇
ボス タル・ライフ	六・六九	五・四二	五・二六	五・四五	五・二八	五・〇四	四・七九	四・六九	四・四九	四・六四	四・四九
プレスビテリアン・ミニスターズ	四・八三	四・七九	四・六三	四・四九	四・二七	四・〇八	四・〇一	四・六九	四・四九	四・四四	四・二七
プロテクチイブ・ライフ	六・三六	六・一八	五・九三	五・七六	五・五二	五・二七	五・〇七	五・〇七	四・八六	四・六〇	四・三七
プロビデント・ミュチュアル	五・一六	五・一九	五・一七	五・一三	五・〇七	四・八六	四・六九	五・二七	四・九九	四・六九	四・四九
ブルーデンシャル	五・三〇	五・二九	五・一七	五・〇八	四・八五	四・六〇	四・四七	五・三九	五・一二	四・八六	四・六〇
リライアンス・ライフ	五・〇一	四・九九	五・〇七	五・〇二	四・八九	四・六九	四・四九	五・〇五	四・八六	四・六〇	四・四七
リザーブ・ローン	五・五八	五・六七	五・四七	五・二六	五・〇一	四・八〇	四・六七	五・〇五	四・八六	四・六〇	四・四七
スクラントン・ライフ	五・六六	六・〇〇	五・八八	五・六三	五・二六	五・〇四	四・八五	五・〇三	四・八六	四・六〇	四・四七

セキュリテイ・ミューチュアル（ネブラスカ州）	六・二三	五・八七	五・五九	五・二〇	五・一一	四・九七	四・七六	五・〇六	四・九二	四・七七	四・五〇
セキュリテイ・ミューチュアル（紐育州）	五・四八	五・五八	五・四七	五・三三	五・一三	四・六五	四・四八	五・〇五	四・七四	四・五九	四・三六
サウスイースターン・ライフ	六・三八	六・一九	六・〇一	五・三七	五・一三	四・八五	四・七四	五・〇五	四・八六	四・六九	四・四九
サウスランド・ライフ	六・一三	六・三七	六・三三	六・〇九	五・八五	五・三九	五・二七	五・三七	五・一七	五・〇一	四・八四
サウスウェスターン	六・四四	六・一三	六・〇三	五・七七	五・五二	五・〇九	四・九四	五・四七	五・二七	五・〇七	四・四九
ステート・ライフ（インデアナ州）	五・四四	五・四二	五・三七	五・二七	五・〇六	四・八七	四・六七	五・二七	五・〇七	四・八六	四・六〇
ステート・ミューチュアル（マサチユセツツ州）	五・五九	五・五七	五・四四	五・二〇	四・九五	四・七四	四・五九	五・二九	五・〇九	四・八七	四・六〇
サン・オヴ・アメリカ	五・五七	五・五四	五・三二	五・〇七	四・八六	四・六六	四・四八	五・二七	五・〇七	四・八六	四・六〇
トラベラーズ	五・二一	五・一五	五・一三	五・〇九	四・八六	四・七四	四・五九	五・二九	五・〇九	四・八七	四・六〇
ユニオン・セントラル	六・〇五	五・九四	五・七四	五・四〇	五・一七	四・九二	四・七四	五・三九	五・一二	四・八七	四・六〇
ユニオン・ミューチュアル（メイン州）	四・七五	四・九〇	四・九二	四・八〇	四・五九	四・三九	四・一九	四・四八	四・二六	四・〇〇	三・八四
ユーナイテツト・ステーツ ライフ	五・〇六	五・〇三	五・〇六	五・〇五	四・八六	四・六六	四・四八	五・二七	五・〇七	四・八六	四・六〇
ヴオランチアー・ステーツ	六・七六	六・七七	六・七三	六・五二	六・二五	五・九八	五・七八	六・〇〇	五・八八	五・六三	五・三〇

ウエスト・コースト・ライフ	六・一九	六・一三	六・〇八	五・九八	五・五八	五・一六	四・九三	六・三一	五・五四
ウエスターン・アンド・サウザーン	五・七一	五・六六	五・六七	五・二八	四・九六	四・六二	五・〇〇	五・七九	五・〇九
ウイスコンシン・ライフ	六・三四	六・〇九	五・六九	五・六八	三・三八	五・〇五	四・八三	六・二一	四・八九
百社平均	五・三〇	五・三三	五・三一	五・二三	五・〇八	四・七五	四・六八	五・三四	五・〇〇

以上の會社は北米合衆國に於ける生命保險會社の全資產額の九二%を代表するので、隨つてその運用資產利廻率はそのまゝ全生命保險會社の運用資產利廻率を示すものと見て宜いのである。

一九三四年度の平均運用資產利廻率は四・六八%であつて、前年度の四・七五%に比較すると〇・七%の減少である。これは最近に於ける生命保險會社の投資傾向が現金(無利子)及低利廻りの合衆國政府債等の流動性ある種目に向いてゐるが爲めであつて、隨つて此の傾向は急速には立直り得ないと見なければならないであらう。

上表に依つて既に明かな如く、一九三四年度の平均利廻率は表中の最低率を示すもので、これを最高率を示す一九二九年の五・三三%に比較すれば〇・六五%方の低落である。

併しながら米國諸雜誌の見る所に依れば、この世界的低金利傾向に抗して尙裕に準備金を積立て得る狀勢に在ると云ふことは、一流會社の最も時機を得た豫定利率の變更政策と共に生命保險會社の賢明な保守的投資政策を意味するものであつて、これは縱し一九三五年の運用資產利廻りが尙多少の落勢を阻止し得ないとしても、一九三六年度に於ける運用利廻りが漸次回復に向ふべきことを暗示して居るものであつて、生命保險會社の一般的立直りの曙光は既に今日の運用利廻狀況中に現はれて居る、と。

併し吾々は無闇に悲觀的見方をする必要はないと同時に、少許の樂觀材料を過重視してはならないことは勿論であらう。

米國國勢調査局の保險事業調査

○

合衆國政府は明年度早々より國勢調査局を通じて保險事業に關する未調査の事實を調査することに決定したが、此の大々的事業は今や一般保險界の注目の的となつてゐる。

今迄米國に於ては取締規則の適用を受けざる普通保險會社や、弱小の簡易保險會社が幾許の契約高を保持してゐるか、又所謂「一人」會社なるものが如何なる程度迄保險事業に食入つてゐるかは不明であつたが、今回の調査に依つて之等の統計は始めて明みに持出される譯である。

○

また國勢調査局側は保險事業關係者を招待して種々協議を遂げた結果、その力の一部分を兼業代理人及仲介人に關する調査に充てることに一決したが、その大體の調査項目は

(一) 保險事業は兼業代理人及仲介人にとつて主たる職業か?

(二) 保險事業はその收入の一小部分を代表するに過ぎざるものか?

（三）保險事業にとつては之等の兼業者を排除することが事業を改善する所以であるか？

即ち之等の調査に依つて、兼業代理人及仲介人が一體如何なる職業を持つてゐる人達であるか、また保險事業が彼等にとつて如何なる程度の重要性を持つてゐるものであるか等の未だ知られざりし事實を吾々は知ることが出來るのである。

○

尙此の他今回の調査に依つて一般的に明かにされるであらうと思はれる諸點は

（一）雇傭關係
（二）給與狀況
（三）本社從業員及代理店從業員の異動
（四）專業代理人及兼業代理人の退職狀況とその契約狀況に及ぼす影響

（五）事業費及保險料收入

等の諸點であるが、之等の調査の結果が完全に調整され一つの形式に編成される迄に如何なる年月を要するかは未定である。種々の點より見て吾々の目前に完全な形式となつて現はれるのは少くとも一年半乃至二年後ではないかと見られてゐる。

かくの知く保險關係者にとつては極めて興味ありながらも、費用等の關係の爲め調査し得ざる問題を、政府自ら調査し以て事業の健全なる發達を助長せんとすることは寔に當を得たる措置と云つて宜いであらう。

米國の最近生活程度

立法手段によりて勞銀を引上げんとする人爲的工作が實際上如何なる結果を齎したるかを究明せんとして米國のノースウエスタン・ナショナル生保會社が調査した所に依れば家族收入は現實に增加したが一面に於て支出の增加は之を凌駕し其結果として支出の縮少從つて生活程度の低下を招來したことになる。即ち左の如し。

世帶購買力インデツクス

支出

——（一九三四年度の平均所得を一二五弗として豫算せられたるもの）——

	一九三四年第二四半期	一九三五年第二四半期	一九三五對一九三四年比率
衣服費	二三・五〇弗	二一・七八弗	九六・八%
食費	三〇・〇〇	三四・八六	一一六・二
燃料及照明費	八・三三	八・二八	九九・四
住宅費	二五・〇〇	二六・九五	一〇七・八
雜費	一六・六七	一六・七七	一〇〇・六
交通費	一二・五〇	一二・五〇	一〇〇・〇
貯蓄及保險	一〇・〇〇	一〇・〇〇	—
合計	一二五・〇〇	一三一・一四	一〇五・〇

收入

平均世帶收入月額	* 一二五・〇〇	一三〇・一三	⊗ 一〇四・一
不足月額	—	一・〇一	—
一九三五年純購買力	—	—	九九・二

* 一九三四年度北米合衆國一世帶當平均月所得推定額
⊗ 自一九三四年第二半期至一九三五年第二半期の一ケ年間に於ける被傭勞働者一人當平均給與の變化を基礎とす

募集能率の研究

募集能率に關する時間的研究は募集に費した努力が期待した效果を齎さなかつた場合、此の方面の能率を

彼此相對照して、その理由を反省し三省すべき機會を種類を單位として紐育州イクイタブル會社の補助監督

代理人及監督に與へ得る點にその一つの重要性を持つブランナー氏の作製した圖表であるが、これが我國に

ものである。左に揭ぐるものは一九三五年七月中に於於ける募集能率に對し如何なる對比を示すかは興味ある

ける專任募集員七十七名の募集成績を基礎とし、保險る問題となるであらう。

——七月中募集能率表——

	單位	代理人數	訪問回數	面會回數	申込數	契約高	一人當平均訪問回數	一人當面會回數	一人當申込數	一人當契約高
	A	一四	一、六八三	六五七	九七	二九一、〇六〇弗	一一〇	四七	六・九二	二〇、七六〇弗
	B	七	七四七	三二四	五七	一六五、九一五	一〇七	四八	八・一四	二三、七〇三
	C	一三	一、七六六	五四七	七八	三七六、五二四	一四七	四六	六・五〇	三一、三七七
	D	一四	一、八一〇	七八九	八四	二七三、七八七	一二九	五六	六・〇〇	一九、五五六
	E	一四	一、五四三	五三五	九一	一五三、四六二	一一〇	三八	六・三〇	一〇、九六三
	F	一二	一、七六三	五一〇	一七一	四〇、五五八	一四七	四三	六・七五	一四、二九八
	G	四	六三八	一七一	一七	四、八四三	一四〇	四三	四・二五	一〇、一四〇
	合計	七七	九、九四九	三、五四三	五〇五	一、四七二、八五五	一二九	四六	六・五六	一九、一二八

——一人當每週募集能率表——

	單位	訪問回數	面會回數	申込數	契約高	一面會ニ對スル平均訪問數	一申込ニ對スル平均訪問數	平均契約高
	A	二七	一〇・四	一・五四	四、六二〇弗	二・六	六・八	三、〇〇一弗
	B	二四	一〇・六	一・八一	五、二六七	二・二	五・九	二、九一一
	C	三三	一〇・二	一・四四	六、九七三	三・二	七・一	四、八二七
	D	二九	一二・四	一・三三	四、三四六	二・三	九・三	三、二五九
	E	二四	八・四	一・四四	四、三三六	二、四三	五・八	一、六八六
	F	三三	九・五	一・五〇	三、一七七	三・四	六・四	二、一一八
	G	三五	九・五	・九四	二、三五三	三・六	一〇・二	二、三八五
	平均	二九	一〇・二	一・四六	四、二五一	二・八	七・〇	二、九一七

年金篇

養老施設を論ず

米國、ペンシルバニア大學教授
C. A. カルプ氏

聯邦州養老制度

養老問題に關し相關的で而かも異なる二方面がある如く、ルーズベルト養老制度に對しても截然たる二區部を擧げることが出來る。直ちに實行に移し得る本制度の第一部分は老齡者救護と呼ばれ、自活し得さる老齡者を保護する現制度の擴大且つ補强である。一言以てこれを掩へば、老齡者救護は養老院外貧民扶助、乃ち老齡者家庭給與である。現行州救護法による支給は寄食生活或は資力檢査の認定を必要とするものであつて、例へば、當該老齡者には扶養の責任並資力ある親戚なく且つ通例約三、〇〇〇弗以上の財産或は一ヶ月三〇弗以上の收入なきことの證明を要するのである。この樣式は、エリザベス朝時代に端を發した正規老齡者扶助と同等とは云へないが、頗る接近せるものである。二者の相違は、主として老齡救護（體面維持の爲に養老年金なる誤稱が冠されてゐる）が比較的に一律且つ形式制による點に存する。少なくも法規の上では救護に關する標準資格があ

り、救護金額は規制され、運用良ろしきを得てゐる諸州に於ては州管理ならすとも州監督で、冗費並に地方貧民扶助に伴ふ弊害が相等に芟除されてゐる。

此方法は受給適格者達にとつては養老院並地方院外扶助に勝る便益がある。提案者達は持論支持を熱望の餘り、是等の便益を强調し過ぎてゐる。一般に唱導される處に從へば、本救護の實施によつて養老院は全廢されることになる＝蓋し漫畫の好課題＝であらうと云ふのであるが、吾等の探知し得る限りでは、救護法が採擇されれば、養老院現在收容人員一五％以內の減退が豫期し得られる。その理由は極めて單純で、老齡者の大部分は肉體的に自活し得ない、と云ふに歸するのである。彼等は不具者、病弱者である、彼等は精神衰耗又は扶護を必要とする程に老朽して居る。大多數の州立養老院を文明に對する悲喜劇場視するが如きは觀點を誤まつてゐる。過少の豫算で政治的經營による營造物たる院內で、老齡者が當然に受くべき醫療其他の待遇を享けて居らぬ事も、老齡者と弱年者、普通人と變質者、人格者と刑餘者等の雜居も共に事實である。しかし、彼等全部に月額三〇弗をそれぞれの家庭へ給與する爲の法律を通過さすことは問題の核心に觸れて居らぬ。健康者でさへも、老齡者救護によつて自働的に扶助されないのである。一例を擧ぐれば、養老院に於ては既婚者に比し獨身者が一層多數に昇り、是等緣組なく、孤獨な浮浪者達の待遇を定めることは實際問題の一つである。彼等には庇護される家庭がない。老婦人は使ひ途があるが老男子を需める者はない。老男子の多數は『安定』と營造物制度を欲するのも故あるかなである。

一年一金

以上述べた處では老齢者救護は推奨に價せぬやうに思はれる。それは寧ろ慈善であつて、地方政治家の手を通じて行はるゝ慈善よりヨリ良き方法ではあるが慈善たるに變りはないのである。ルーズベルトの如き理想家の政治下で、是れを老齢寄食生活の對策として採用するには充分の理由が存するに相違あるまい。尤も、米國人の誰れ彼が生涯の勤勞所得より各自の年金を購入して蓄積するならば、老齢期に及んで何等の慈善をも要しないであらう。しかしながら、凡ての米國人に就て屢〻たる老人を豫想することは、單なる議論としても可能性のないことは後に瞭かになる。且つかゝる豫想が未來に對しては可能なりとするも、眼前急を要する重大な政治的並人間的の問題は現在吾等の頭上に堆積せる老齢者寄食問題である。吾等は未來に於て蓄積さるゝ年金に期待する餘裕を有しないのである。一九三〇年に於ては、年齢六五歳以上の社會的寄食生活者は九〇〇、〇〇〇人を超へ、現在の增進率をもつて進めば、一九四〇年に於ては一、〇〇〇、〇〇〇人以上となり、一九五〇年に於ては少なくとも一五〇、〇〇〇、〇〇〇人に達するであらう。是等の各概數は凡て最少限度に過ぎない。肉體的の危險性を別として、經濟的の危險性、乃ち、消費、貯蓄、投資及その維持等に關する各機會は凡て一九三〇年と變化なく、今後一五年間は持續されるものとの假定に基いた概數である。經濟安定委員會保險技師の見積には、これに二倍する老齢者寄食水準を示してゐる。

年齢四、五十歳にして將來寄食生活者たる運命にある者並現在寄食生活者たる老齢者群に關する動かす可からざる事實こそ新契約の生命保險或は正規恩給制度による直接解決を不可能たらしむるものなのである。政府補助金ありと雖も、醸出掛金及複利法による利息の蓄積の爲めには相等の期間を必要とする。飢餓を欲する者はないのであるから、直に何等かの方法を講じなければならない。本問題に對しては、失業保險の場合と異なり、極端論を持する政客達は專ら立法に努力してゐる。政治的の制度ならずとも、健全なる經濟策の樹立は可能であるのだが、由來、米國人は新らしき天國は眼前にありと唱ふる所謂救世主達の盲目的信徒である。終身間一ヶ月二〇弗の約束と深刻なる不景氣とを組合せは政治的爆藥が出來る。政治上の大問題は經濟的の大不平に胚胎する。不平は盲目であり又屬々誤解よりも生ずるが、實際問題の根源となるものである。斯樣な不平に關しては、經濟學を稱に米國人を欺くことは出來るが、彼は倘所かで何か不正當なことがあり夫れが爲め惱まされてゐるのを知つてゐる。ルーズベルト老齢者救護制度が何等かヨリ勝れた理由によるのでなければ、この制度は將來更に徹底的な制度に對する口火の役目を果たすものとして採擇さるべきである。

ルーズベルト制度は後に判明する如く、老齢者救護計畫に關して徹底的でない。該制度は州際間竝州内に於ける適當な劃一性を條件に、州救護制度に對して補助金交附を企つるに過ぎない。三七州に關しては、實施中の制度に對し補助金を交附することゝなるのである。補助金の趣旨は、救護法が制定されてゐない地方にはその實現を確實にし、既にその制定を有する各州に對しては該法律を勵行せしむる點にあるのである。

聯邦政府老齢規度に於ける他の半面の主要點（詳細は後に讓る）は極めて單純である。一言以てこれを掩へば、老齢貯蓄に關する現存の各種方法を政府の行政圈内へ移す結果となるだけのことである。全部の適格者は保險數

一年一金

學的諸形式の契約制度の年金を購入し、基金は政府保護の下に蓄積され、官吏が制度を管理することになる。従つて、私營保險制度に幾分修正を加へたものたるべきは當然のことである。私營制度にあつては採否は雇主の任意であるが、ルーズベルト制度では雇主は醵出を要求されることになる、尤も、雇主が或る制度の實施を企圖する場合、醵出を否む筈もない。次に實際上か政治上かの理由の爲め、現今では國民が養老年金法の通過を欲せずして、中年の人々が彼等の短期間の醵出により積立られる僅少の年金で滿足するものと考へられて居るのであるから、政府は是れに關與して、即座にか或は終局的に彼等の年金に補助金を交付する。斯様な補助金が缺如の場合、年金受給者の多數は、部分的に聯邦政府の會計による老齢者救護へ廻ることになるのであるから、此の制度は他の事情の下に於ける程に重要な特典ではないのである。但しこれによつて聯邦政府制度と私營年金制度との區別はつく。

醵出制保險制度の目的は豫防的な點に存する。各人が貯蓄して第三者が彼等の爲に重荷を負はされざる程度、年金基金を積立てその利用により年齢六五歳に到達の際に基金の積立金高だけ扶助或は救護に要する費用を減する程度に豫防の役目を果たす。保險制度の制定がなければ救護制度に關する州及聯邦政府の經費の絶頂は結局一ケ年二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗に達する計算になる。保險制度は結局、稅金負擔を年額一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗だけ輕減せしめる。萬事公平、これぞ保險制度に關する論議の餘地なき建前である。これに匹敵する政治上、經濟上及社會上の要素に就ては後に述べる。

聯邦政府＝州老齢者救護又は扶助

現在、三九州では、様式に相違はあるが、老齢者救護法を施行してゐる。しかも其の多くは紙上の法律であり、他は運用當を失し全然法律制定なきに等しき程である。早く法律を制定した州のうち、五州では今尚ほ郡の選擇權を認め、郡が實行せざる限り老齢者は救護を享けることが出來ない。五五郡を有する某州に於ては、僅かに一郡のみが養老年金を支給して居る。進歩主義の州として模範にされるウキスコンシンよりの最近の報道によれば七一郡中で年金を支給して居るのは八郡である、この狀態は一九三五年七月初頭に改善されたばかりなのである。郡選擇法の制定を有するケンタツキー・ネバダ及ウエスト・バージニアの諸州では、未だ且つて養老年金を支給してゐない。全州内强制制度に付てさへ、現今では種々の問題が起きてゐるのである。不況の結果は給付金額を甚だしく低下せしめ且つ年金支給簿の人員數を減少せしむるに到つた。老齢者救護に關し一定金額の割當を行つてゐる諸州に於ける待期名簿の登錄人員數は多數に昇り、組合聯盟に關するよりも尨大なものとなつてゐる。時としては、被救助者に對する名簿より待期名簿の方が多數の人員を含んで居る。平均月割養老年金は一九三四年度に一六・四八弗に低下され、一九三五年度にはどうなるのか判つたものでない。不景氣の双は、公共或は個人的慈善と同様に、老齢者救護にも脅威の度を高めて來た。月額一六弗は受給者にとつて結構過ぎる程ではなく、且つ一九三四年度に支給された三一、〇〇〇、〇〇〇弗は支持し難き負擔とも思はれない。有體に云へば、老齢者救護基金は多くの州に於て、豫算編制員が第一着に削減の斧を振ふ項目に屬してゐるのである。正當であると否とを問はず、各州は何れも、不景氣に際しては實行困難だと云つて居る。聯邦政府制度の主たる便益は、州老齢者

一年一金

救護に關する財政基礎を擴充强化する點に存するのである。

聯邦政府制度には三つの目的がある、乃ち、州老齡者救護制度の擴充、州制度に對する確實なる援護方法の制定、現行州制度の水準改善、是れである。本制度は聯邦政府補助金の方法によつて、以上の三目的を達成するにある。聯邦政府は被救護者一人に對し月額一五弗を限度とする州給與金總計と同基準の給與金を交付する。その意味は、聯邦政府は最高月額一五弗の醵出を行ひ、州給與金額が低くければそれと同比率の減額を爲すことになる。是れに反して、紐育に於けるが如く多額の給與金を支出してゐる地方が、聯邦政府の醵出開始後も從來の平均給與額（一九三四年度は二二・一六弗）を維持する場合、被救護者一人當り總計は三七・一六弗に增進することとなる。補助金の香餌が現在では救護法を有せざる諸州に、該法を通過せしめる誘引力を有するや否やは勿論保證の限りで無いが、この餌は注意を引くには充分であり、且つ如何に立後れの州でも州內の寄食生活者に關して何等かの扶助を必要とするから、聯邦政府資金に對する此の好機會に現金を手にすることは願つたり叶つたりであらう。聯邦政府は其他にも奬勵の意味で、基本補助金に對する五％の追加補助金を各州に交付する。州はこの追加補助金に關して、州負擔支給額を加算する要なく、これを經營費或は追加救護金に使用し得るのである。徵集稅金振當による老齡者救護を州憲法によつて禁ぜられてゐる諸州に對しては、州負擔支出金を全免し、二ケ年を限度とする聯邦政府補助金を許容して、憲法上の困難を除去する。之れを要するに、本制度は、引續き聯邦政府の交付金を受くる爲に州が必らず履行すべき協約（融資豫約を含む）である。救護は年齡六五歲以上（一九四〇年度迄は七〇歲）にして、公共營造物寄寓者にあらざる箇人に制限される。この救護制度は必らず一州を基本とし、地方管理を行ふ場合は郡に委任し州が是れを監督するを要するのである。社會保安省は聯邦政府監督機關であり、且つ交付金停止を條件に、合理的行政水準の維持を主張する權力を有してゐる。（保安省は、失業保險制度に關すると同樣の理由により、職員の人選、在職期間及俸給に關する權利を認められて居らぬ。聯邦政府の資金を得るに就ても、州は職員任命の特權を拋棄するのを拒む。幸にも、斯樣な職能を聯邦政府の扶助監督官に委ねんとする案は葬り去られた。老齡寄食生活者に關する永久的行政上の責任を非常時救濟官吏に委ねるが如きは想像も及ばぬ不合理な協定と云へるであらう。）非常に重要な被救護者箇人に關する州內居住要件は、從前の九年に對して五年を越すことなく且つ何れの州でも、彼等に對して州內生誕或は規定されたる期間の公民權を要求することは無いであらう。

聯邦政府及諸州間に於ける此の二途的協約は速、徐、兩局面の便益を招來するであらう。速效的局面に於ける最大便益は、實質的基礎が設立され老齡者扶助が保證されることである。職員に關する州自治權に就ても、行政上著るしく改善されるであらう。是れを要するに、救護に關する要件は必要程度迄緩和され、州が要求する二五年間居住と云ふ如き不合理なる先要條件を不可能たらしめた。現今、普通の州法にあつては、一五年間居住、一五年間市民たることを要求してゐるのである。

聯邦政府交付金に關する條件中には、現行州法中に普通包含されてゐる道德的先要條件の記載がない。是れは

一年一金

差當り、この點に就ては州に一任する趣旨なのである、尤も妻女遺棄或は浮浪に關する缺格と扶助行政とは關係がないとする意見が一般に認められて居る。(妻女虐待前科者も妻ノロと同樣飢餓に襲はるゝのは仕方がない、且つ二、三十年以後に與へらるゝ給付金三〇弗の損失に對する恐怖は、現在に於ける妻女虐待の防止には殆んど効力がない)。この消極的激勵策によつて、一部の州では道德的拘束を緩和又は全然除去することも出來るであらう。尙ほ又、聯邦政府交付金に關する條件中には、資力或は財産障壁に就ても何等の記載なく、是れが間接に、屢々必要以上に高められてゐる該障壁たる先要條件融和の奬勵ともなる。兎に角、この財産要件は、給付切符と假病の關係同樣、屢々答申回避の奬勵となるものである。扶助に關する正當なる要件は扶助必要檢査の證據付けであつて、必要は成文法の條規基準によつて決定さるべきでは無い。單純財産檢査或は扶助必要檢査の何れを採用するにしても、州は扶助せし死亡老齡者の遺産より巨額の返戻金を徵收する權利があり且つその實現が出來るのである。

最後に、聯邦政府條件は最小限度であつて最大限度ではない點に注意することが大切である。各州は二つの場合を除き、その欲する儘に寬大であり得る。州は聯邦政府條件より幾分でもヨリ寬大たらんと欲してゐる。一例を擧ぐれば、紐育州或はカリホルニア州で、五年間の居住或は米國市民權に對する要件を具備せざる人々にも救護付與を決議することも出來、聯邦政府は斯かる場合に等しく分擔支出を行ふものである。上述の自由が制限されるのは、營造物內寄寓者或は年齡六五歲以下の者に對して州給付を行ひ得ざる點である。

寄食老齡者は何等かの方法で救濟さるべきであるとする人々が、老齡制度に於ける既述の部分に對する衷心よりの批評は單に次の如きものである。即ち本制度は徹底的でないと云ふ事。卽ち財産、特に道德上の拘束の存續を許容する點に何等の新機軸なく、舊態依然たる有樣を指すのである。一時的ではあるが、憲法の拘束を受ける某々州が聯邦政府交付金を全然無償で收得するは面白からぬことである。是れは一吋ばかりの社會進步に對して吾等が支拂ふ政治代金の一部である。一方に於ては、自己の生涯に對して各自が貯蓄すれば、老齡者扶助は不必要になるのであらうと信ずる人々の存するのは勿論であるが、一〇年前に比すれば其の數は減じてゐる。その他、未來に於ける、この實際上巨額の寄食者負擔が幾許程度迄輕減さるべきやを知らんと欲する人々も多數にある。ルーズベルト制度が年金案を投げかけたのも此目的に他ならないのである。

聯邦政府の契約年金

聯邦政府＝州救護は傳統的老齡者扶助の擴大であり洗練である。その基底は依然として課稅である。從つて、納稅者の負擔輕減は望み得ないばかりでなく、經驗に徵すれば、結局は該負擔の增加を來たすことにもならう。扶助の形式化によつて冗費は省けるが、扶助に關する機會の擴大によつて結局は扶助額を高める。自己の支出金に對しヨリ以上の所得を受け得ると云ふ問題では無くて、課稅金額が增すのである。聯邦政府年金制度は公共基金の流出を著るしく減じて、老齡者準備に關する責任の大部分を箇人に轉嫁せんとするのである。理論上では各箇人は自ら斯樣の準備をなすべき機會があつたのであるが、これを逸したか或は貯蓄はしたがそれを消費したのであるから、箇人の準備を確保する唯一の途はこれを强制するにある。聯邦政府制度は、その根元、外貌共に老

一年一金齢に關する强制貯蓄に他ならない。この制度下で、聯邦政府は生命保險會社が保險契約に關すると同樣、市民と直接に取引をする。州は本制度と何等の關係もない。聯邦政府は三省を通じて年金事業に携り、一部の人達には加入を强制し、其他に向つては制度を援助せしむるのである。

合衆國大藏省は養老年金基金に關して保管者であり又投資者でもある。社會保安省は恩給受領者（以後は年金受取人を『恩給受領者』と呼ぶ）の氏名並各自の恩給金額を大藏大臣に對して證明し、大臣は支給を行ひ且つ一切の社會保險事項と同樣に、養老年金に關する司法權を有するのである。醵出或は納稅竝徵收に關する方法は、歐州の慣例に倣ひ、雇主が郵便局より印紙を購入することになつて居り、遞信大臣が大藏省へ領收證を送附するのである。この方法は複雜である如く思はれるが多年間障りなく行はれて來て居るもので、他の聯邦政府所管事務に關する各省間の手續と異りはないのである。

保險保護

この年金制度は强制的なる爲め認可制失業保險制度に比して限定的である。本制度の加名者且受益者は米國內或は國外にある米國船舶內に於ける各被傭者（會社役員を含む）に限定されてゐる。斯かる勤勞者は工場施設の大小に拘らず契約上の權利として養老恩給を享有出來る、但し(1)農園勤勞者、(2)箇人家庭に於ける家內勤勞者、(3)不定期勤勞者、(4)聯邦或は州政府又は州內小行政區劃官署の被傭者、(5)宗教、慈善、教育及是等に類似の營利を目的とせざる施設の被傭者等は例外である。

養老年金規定を有する各種事業に於ける被傭者が該加名免除表に記載なきは注目に價ひする。私營恩給制度は凡ての論爭點の重心となつて來た。一般情勢から見て、特設制度の支持に關して現に助力しゐる雇主に對して、猶も醵出金を提供して國家的制度の支持に援助を求むるのは過重義務であり又不公平でもあるやうに考へられる。是等特設制度の數種は、少なくも規定の上では、聯邦政府制度によつて約束される給付より一層寬大な給付を含んでゐる。從つて多數の幹部員達が、被傭者達と自分達とを結合する斯樣な特種の絆を拋棄することも又兩制度に醵出して被傭者達に追加給與金を支給する代策を採用することも、歡迎せぬのは當然である。然し乍ら、若干の大規模私營制度を加名免除にすることは幾多の危險を伴ふのである。此種制度の大部分は健全でない。不健全な諸制度は勤勞者達の年齡が老齡に近づくに從ひ、負擔困難に陷入る恩給支出金を當座經費として處理し、雇主の好意に俟ち、勞働者の雇入れに利用され、道德及行爲上の種々の條件を負はせるのである。是れを要するに、是等諸制度は、確實に非らざるを以て眞正なる恩給では無く且つ權利に非らずして特典である。或る種の雇主達は被傭者が恩給年齡に到達する間近で彼等を解雇し、又或る者は恩給掛金の結果に顧みて年齡四〇歲以後の雇入れを厭ふことは周知の事實である。非保險數理的、非契約的恩給制度を加名免除とする結果は、類似養老保證に對して掛金を徵集すると云ふことになるであらう。吾等は斯樣な事相に對しては經驗濟である。これを阻止せんとするは健全なる社會的の理由に基くのである。もとより保險數理基礎により且つ勤勞者達が契約權利を有する私營制度は同一範疇に屬しない。(雇主が制度を操る餘地の存する場合、或る制度が保險數理的であり乍ら實

際的には安全でないこともあるから、此の二要件は共に重要である。）是等の代用制度は少なくとも聯邦制度と同程度の寛大さを示し且つ醵出者達に對し同比率の負擔を課すのでなければならない。

予は私營制度に對する一切の加入免除に反對する議論、特に勞働者側から提出の、各議論に追隨する者ではない。最も極端な議論は、私營の恩給掛金は年齡を基礎とするものである。從つて國家的の强制を通れる爲に實施する新規の私營制度は、再び不公正な人事移動を行ふ惧れがあるから、加入免除は中年者の失業增加を來たすと迄言つて居る。雇主に向つて雇傭中の勞働者に對する養老恩給稅の納附を要求することは出來るが、その雇主に對して老年被傭者解雇の權利を否定することは今の處出來ない。尤も聯邦政府制度にしてもこの可能性（解雇の）を全然除去することは出來ないのである。掛金は直接に年齡と關係しないが、この制度は給料を基礎とし、給料は年齡竝經驗と共に上昇するのを普通とする。この相互關係は適確とはゆかないが少なくとも四、五十歲迄は殆んど普通に見る處である。

加入免除に對する非難は其他にも種々あるがそれ等は幾分妥協的に見える。例せば、加入免除の結果は養老準備に對する經費增加を來たすであらう（その理由は、管理費用の增大及或る場合に於ける私營生命保險の利益金を指すものであらう）、この方法は管理上、相當複雜なものになるであらうし（是れは事實である）、又勞資關係を緊張せしめ會社聯盟を强化するであらう、と云ふが如きである。是等を比較考量すれば、健全なる契約的制度に對し加入免除を認むることが合理的な妥協點だと考へられる。基金に對する取捨の危惧よりは勞働者の賠償の

方が遙かに重要であり、且つ聯邦政府基金の目的とする事業は今尙ほ多數に存してゐると思ふ。所謂クラーク（上院）修正案によれば社會保安省の認容する制度を加入免除とするにあつたが、該案は私營制度を更らに研究すると云ふ了解の下に議會で否決された。加入免除に關しては、制度を精査すると云ふ見解が最も重要なのである。形式上の檢査及大部分の勞働者賠償管理に關する所謂自家保險法規よりも加入免除全廢が大に勝つてゐる。

醵出金

聯邦政府年金基金の收入給源は三つあることになる、乃ち雇主、被傭者及（結局に豫想さるべき）聯邦政府大藏省これである。雇主及被傭者は給料支拂簿或は給料に對する同一割合の稅金を一九三七年一月より賦課されることゝなる。この割合は各納稅者に對し一％と云ふ比較的低位に初まり、以後三年毎に1/2％づゝ進め、斯くて一九四九年には最高率三％に達することゝなるのである。雇主の醵出金は國內稅（箇人を自己の使用人たらしむる特權に對し）と稱し、被傭者の分は所得稅と稱するのである。双方共に實質上では保險料金である。双方共に被傭者の納稅額を給料袋より控除することを許されてゐる雇主より徵收する。給料及給料支拂簿は稅金算出目的に關して特殊の意義がある。支拂給料と課稅目的給料との差別は、これによつて高給勤勞者を管理するにある。此の目的の爲には給料或は俸給年額のうち三〇〇〇弗のみを課稅基礎に準じて計算される。給付金は大局的には給料に關係を有するのであるから、歸する處、年收額三〇〇〇弗以下の勤勞者全部を保護することになるのである。

一般の所信に反し、基金維持を助くる爲には普通課稅金よりする聯邦政府の振當を必要としない方法になつてゐる。一九三七年以降は『公認保險數理原理に從へる積立基礎に準據して決定さるゝ……必要支給金の準備に對して……充分なる金額』年額を特別老齡者積立金へ振當る權能を大藏大臣に與へられて居るのは事實である。しかし乍ら、本制度の組織は少なくとも本制度實施直後の三、四十年間（諸君の推定に委す）は給料支拂簿―給料―稅金收入が恩給經費を超過し續けるやうになつて居るから、他の財源からの振當は一切必要がないであらう。卽ち大藏省では、營利保險會社と同樣に、制度實施と共に掛金を徵收して未來に對する據置債務を保證するのであるから前述の結果となるのである。言實を主んずる專門家中にも政府は法律的觀點から云つて、一九六五年或は一九七五年に於てさへも尙ほ金錢上の義務を生ずるには到らないであらう、と信ずる者がある。相應の收入のある米國內被傭者の過半數が、制度加入者で且つ結局の受益者となる恩給制度創設と云ふ問題は、控へ目に云つても理論的である。この恩給契約は、聯邦政府が背後から、德義的、政治的及人道的に支持してゐる。この事は、保險技師が扱ふ計算全部の背後にも、又法文に示めされたる以上にも暗默の保證である。萬一計算上の過誤或は法律に不備の點がある場合、政府は不足額を補塡し又は缺陷を是正する立場となるのである。

……◇……

年金制度に關する醵出及給付表は問題の性質上、假定の泥濘中に建設されてゐる。保險技師達の見積は專門家の見積であつて合理的と考へられるがこれはどこはどこまでも見積である。是等の見積は一九七五年前後には米

國人口が一五〇、〇〇〇、〇〇〇に漸增するものと假定し、且つ關聯的假定による年齡分布及死亡數を包含してゐる。制度の實施と共に年齡六五歲の適格者人口中1/3は年金受給權を附與さるゝこと及その割合は六〇%まで上昇することゝが假定されてゐる。俸給及給料は恒久的不變數と假定され、移民數を引續き一ケ年一〇〇、〇〇〇名と假定し、更らに年金基金は引續き年利三%を齎らすことが出來ると假定されてゐる。以上の如き情勢から見て、終局の該基金々額に關する有實計算表及これに基礎を置く不足金額の見込高は全然試驗的假定であるのは敢て怪むにたらないのである。醵出金率及給付率は全然その儘にして置くとしても、聽て前述の諸假定は一部又は全部的に誤謬なるを經驗が證することゝなるであらう。豫想より經驗の方が貧弱である場合、不足額は聯邦政府の貨幣で補はれねばならぬのである。

計算表も無く又計算不能なる最も大膽な假定は、單に課稅醵出金のみから適當の準備基金を設定し且つ維持することが可能であり實行し得るとする點である。この假定は一般恩給思想の根底に蟠まつて居る程に普遍的であり根本的でもある。聯邦政府の支持を得ると否とに拘らず、斯くも多面的に擴大さるゝ制度に關し『公認保險數理原理』或は半保險數理原理を應用することは、實際上、可能ではあるまい。この假定に就ては後に一般恩給思想に關する根本的批判を行ふ際に詳細に論究することゝしよう。

團體保險・年金

T. A. E. レーボン氏講演

保險ブローカー組合倫敦支部委員會主催、一九三五年二月十三日倫敦市マーチヤンツ、ホールに於けるT. A. E. レーボーン氏（リーガル、アンド、ゼネラル生命保險協會、團體部支配人）の團體生命保險及養老年金制度に關する講演は滿都の人氣を集めた。議長はレジナルド、C. バーネース氏であつた。

レーボーン氏は講演中に、被傭者團體の多數生命を包括する保險契約が、以前は、尙英國で全般的に普及してゐなかつたが一九二八年に、それ以前より、既に北米合衆國に於て厖大な團體生命保險事業を經營してゐた、世界最大の生命保險會社＝（紐育）メトロポリタン生命保險會社＝は當英國に事務所を新設し、團體生命保險及養老年金事業に、その全力を集注するに決した事實を述べた。メ社は、優秀な手腕を有する、米人勸誘員並に管理員を渡英せしめ、間もなく、その營業を開始した。同社は、團體生命保險及養老年金制度の運用法を吾人に敎示したばかりでなく、特に是等の制度が、眞實の『欲望』を充たすものなることを適確に證明したのであつた。

一九三三年度に於ける、メトロポリタン社の新規團體生命に對する契約額合計は八六、〇〇〇、〇〇〇弗であつて、同年度末に於ける同社帳簿上の現在團體生命保險額は二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗であつた。ところで、當英國に於ては、予は無遠慮乍ら、昨年度には英國保險會社全部を綰めても、契約高一〇、〇〇〇、〇〇〇磅に達せざりしこと及今日に於ける現在契約額合計は五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇磅に達しない、と豫想するのである。但し、五年以前には五、〇〇〇、〇〇〇磅の現在高さへなかつたのに想到せば、今や本事業がその緒に就いた事實に對し、自ら慰むべきものがある。

この保險保護の形式は、單純そのものである＝勞働者に關しては、保險保護は通例一〇〇磅乃至二〇〇磅の單純給付であり、或る雇主の下に勤務中の或る被傭者が死亡の場合、一定金額の拂渡しを保證するものなのである＝或る雇主の書記又は管理員に關しては、大約一年間の俸給額である。

雇主の不平を解決

雇主は何が故に、被傭者の利益に關し、團體生命保險制度の制定を考慮する必要があるのか。雇主は、勸誘員諸子に對して恐らく左の諸點を擧げるであらう。

（a）予は已むなく、既に、國民健康保險の拂込をしてゐる。

（b）予は已むなく、既に、養老年金に對して釀出してゐる。

（c）予は已むなく、既に、失業保險に對して釀出してゐる。

（d）予は多額な勞働者補償保險料の拂込をしなければならぬ。

（e）予は又、追加疾病給付、病院基金、看護料、等に對して釀出する場合も起る、等々。

一年一金

今や英國は、社會化されすぎて居る、自分の總費用にはこの上一錢たりとも追加出來ない、と彼は告げるであらう。

雇主にも一面の理があるには相違ないが、釀出制團體生命保險制度の制定に關し、彼が負擔する僅かの金額は、賢明な支出であること、を雇主に納得せしめ得たと予は考へる。支出と思はれる金額は、事實上、貯蓄金となるのである。雇主に、過去數年間の帳簿を調査し、葬式費、寡婦補償給與、兒童教育給與等に對する支拂額の精算を試みしむれば、その總額は必ずや彼を驚かすであらうと思はれる。雇主に次の如き質問をするがよい。自家被傭者の彼に對する好感は良き資產で且つ奬勵に價へするとは考へないか。各被傭者が雇傭中に死亡した場合、寡婦や其他の被扶養者に對して、直ちに小切手を手渡すことが出來れば、好感より生ずる諸種の現象によつて、如何なる利益が彼に齎らされると考へるか。其他これに似寄つた種々の質問を提出できるが、此種の質問要點の全部には健全な常識と論理とが內在せることを認識せぬのは、極めて無理解な雇主と目すべきであらう。

最近のことであるが、リーガル、アンド、ゼネラル社が團體生命保險の現在契約を有せる、或る炭坑を訪問し予と重役と會談中に、工事支配人は『この制度は、會社が今迄に給與したどの給付にも勝つた實際的好果を擧げた。自分は、少數の坑夫が使用するに過ぎぬ新洗濯場の爲に餘義なく費される三〇、〇〇〇磅を、團體生命保險給付の增額に利用出來たれば、と願つてゐる』と自發的に語つた。

保險原價

さて、原價については何うか。本制度開始に當つては加入者年齡及認容保險金額に準據して、各員に對する原價を算定する。この數字の累計より、保險一〇〇磅に對する平均原價は容易に算出される。それを十二分すれば所謂『月割單位保險料金率』が得られる。保險年度期間中は各員の年齡に關係なく本制度に加入する新規被傭者全部に對して、この單位保險料金率が課せられるのである。是れと同樣に、脫退被傭者全部に對しては原價總計が減額される。各年度の書換日に於て、次年渡に有效の實際の年齡分布に準據する新單位保險料金率が算出され、年度毎にこれを繰返すのである。斯樣に、所謂一時拂保險料基礎の算定根據は、年度毎に原價變動を生ぜしむる結果にはなるが、數百人の被傭者を使用する會社にあつては、原價は著るしく安定を保つことが證明されてゐる。原價に恒久性を與へる主要素は、第一に、本制度が一度び實施されれば、制度開始期に勤務せる被傭者達は任意加入であるが、開始後は、加入を、新加入者達に對する雇傭條件と定められること、第二に、勤務の儘で本制度より脫退するのを許さないこと、とである。諸君は、若年被傭者達が本制度に加入するのは、非常に重要なること、並に、雇傭條件としての强制加入が、提供さるゝ給付金について考慮するとき、如何なる方面より見るも、强壓的であると考へらるべきでないこと、とを容易に諒知さるゝと思ふ。同時に、管理者側から見て、勤務期間中に、加入、脫退及再加入等等、被傭者達の自由意志に放任することは、不可能なることをも首肯される、と予は信ずるのである。

一年一金

雇主が、保險料全部の拂込を負擔する種々の制度も實施されてはゐるが、大多數は年齡に關係なく、各被傭者

が毎週三片醵出して、全原價と被傭者醵出との差額を雇主が負擔する、方式に準據せる制度を採用してゐる。

一年
一金

保險保護

一〇〇名以上より成る團體にして、加入資格者の最低七五%がこの制度に加入する場合、健康狀態に關係なく、全被傭者が保險保護を受け得るのである。世界中何れの地にある生命保險會社でも保險保護を拒む程の、事實は被傭者の壽命が僅か二、三年で竭きることが判つてゐる、健康狀態の被傭者達が、團體生命保險に加入する事實は予の屢〻見聞したところである。彼等の享有出來る安心感に就て考へて見るがよい、この安心感は團體生命保險制度なくしては、實現不能の筈であつたのである。要するに、團體生命保險保護は、被傭者達が一團となり、且つ、彼等の雇主の支援を得て、誰彼の別なく大規模の保險購人が出來ることを、其の原則とするのである。

保險保護には他の有益な給付も包まれてゐる、例へば、全部永久失能、但しその實行方法の限界を正確に、顧客へ充分說明するのが、保險ブローカーとして、極めて賢明である。諸君並に予は、全部永久失能には嚴格な制限が設けられてあること、及び、その制限の爲め、この保險保護は殆んど有名無實にされさうだが、必要上、嚴格に制限されなければならぬことを充分承知してゐる。この規定は實に嚴格なのである、委しく言へば、被傭者が營利又は所得を目的とする業務に從事して、その爲に全部永久失能となつた場合、普通にゆけば死亡時に限つて拂渡さる可き生命保險金高を、分割拂で被傭者へ拂渡されるのである。保險金高に達する分割拂渡金を全部受取り終らない以前に彼が死亡する場合、未拂分割拂渡金の換算高は彼の財產繼承者に拂渡されるのである。

既述の制度によつて保險保護されて居つた被傭者が、雇主から離去する際の、所謂繼續選擇權を含む保險契約にあつては、離去直後に本制度の保護を享ける範圍を超過せざる保險金高に對して、終身保險、養老給付或は其他の普通形式の保險契約を締結することが出來る。この保險契約は、離去時に於ける被傭者の健康狀態には關係なく、生命保險會社又は協會の普通保險料率表の料金に基いて締結されるのである。以上述べた特典が、被傭者の見地から如何に有益であるかは諸君の是認される處であらう。被傭者の多くは健康不良により勞務斷念を餘儀なくされるのであつて、斯かる秋こそ生命保險保護の有益なる給付が平素より更に一段と要望されるのである。但し、この選擇は、被傭者が公認された全部永久失能賠償請求權の主體たる場合には、利用することを得ない點は充分明瞭にして置く必要がある。

一時的解雇（休暇）期間

以上述べた外に規定さるゝ偶發事項は、一時的解雇（勞働者の休暇）に關するものである。被傭者、特に勞務員が、短期間、例へば三ケ月を限度とする、休暇をとるのは極めて普通のことであるが、休む以前に、休暇期間中も保險保護を存續し、保險料を拂込む件に就て、雇主の承諾を得て置くのが賢明である。數年間一會社に勤務した被傭者が、臨時の一時的解雇（休暇）中に死亡して、給付に對する資格を喪失する如き場合が生ずれば、それは餘りに悲慘事である。雇主の見地よりすれば、被傭者の休暇中に拂込む保險料原價は、普通、大して重い負擔ではない。疾病又は傷害により、被傭者に休暇が與へられた場合、保險保護の存續は特に必要である、斯樣な

一年
一金

一年一金

場合に彼は、當然、常よりも一段と保險保護を必要とするのである。かゝる場合、二年以內は、雇主が保險保護を存續し得られることになつて居るから、雇主が此擧に出づるやう說得するため、凡ての合理的手段を用ふべきであらう。保險保護が最も必要と感ぜらるゝ時に中斷されるやうなことが有れば、團體生命保險事業の將來に對し大なる禍となるのであらう。

ある種の團體生命保險契約には、場合により看護サービスをも包含する。このサービスによつて、發病勞働者は直ちに、巡廻看護人のサービスを求め得るのである。發病の初期に、斯樣な援助を得て、これにより、妻が彼の看病に關して指導、注意並心得を會得し、專門家監視の下に、看護を續行すれば、生命を取止めるとは云ひ得ない迄も、ヨリ迅速に快方に向ふことに就ては一點の疑もなく、又、統計によつて證明も出來る。生命救助の實證を擧げ得る例も往々にあるのである。予は米國都鄙各地に在る、斯の如きサービスを含む契約締結の各種工場を訪問する際にこのサービスに對し、雇主も被傭者も極めて熱心なのを見て感銘を禁じ得ない、そして予は、此種の事業に對する要求に應じてゐる生命保險會社全部が、近き將來に、優良な看護サービスを有するに到るべし、と豫言せんと欲する者である。

團體生命保險は、多數の被傭者を有する會社にのみ可能だとする考へ方が、現今は擴まつて居るが、決してさうでは無い。小會社とても、團體生命保險を必要とする點に變りはなく、且つ、適當に要求に應じられてゐるのである。原價算出方法に幾分相違が起る場合のあるのは當然のことで、其の理由は、小數の勤務者に對する『一時拂保險料』基礎に於ては、原價の漸增を來たす惧れが多分にあるからである。それ故に、制度實施を心要とする被傭者達に關する資料を得れば、計算係員は一定の檢査を行ひ、結論に到達することが出來る、この結論が、數年間は原價漸增の惧れあり、と信ぜしむるものであれば『年拂保險料基礎』に於ける制度を是とすることに考へ及ぶであらう、この基礎によれば、被傭者に對する保險保護の金高が不變である場合、引續き加名中、原價は各加入員に對して一定不變である。保險ブローカーは、顧客が契約締結の當初に、是業原價の計算方法に就て完全に諒解し、且つ、制度に關する健全な運營智識を得てゐることを確めて置くのが大いに必要である。如何なる制度について契約を締結するにしても、その當初に於て雇主が完全に諒解して居なければ、結局、十中八九は關係者一同の紛議の種となるものである。

雇主は、斯樣な制度に關する原價を營業費として處理することが出來る、而して、現行所得稅率一磅對四志六片によれば、雇主に對する純原價は甚だしく減額されるのは明瞭である。是れと同樣に、被傭者達も所得稅關係に就ては、彼等の醵出金は生命保險料金と同一方法で扱はれ、實施中の割戻を許容されるのである。

團體生命保險及養老年金事業

一年一金

團體生命保險及養老年金事業に携ることによつて、諸君は單なる『コンミツシヨンの收益より』遙かに主要な主題を取扱かつてゐるのである。團體生命保險及養老年金制度の契約募集により諸君は產業の復興並當來國の將來の繁榮に對し尠なからざる貢獻をなしてゐるのである。現今、年齡六五歲以上の就業者數は 八〇〇,〇〇〇

一年一金

人を越へる。従つて、この八〇〇、〇〇〇人が、各自の老齢期に對する自動的準備たる強固なる養老年金制の加入者であつたとすれば、現今に於ける、當米國の失業狀態にどれほど大きな相違を齎したであらうか、に就て徐ろに一考すべきである。今や養老年金は、慈善的衝動による恩賞或は慰勞金として考へらるべきでは無く、新たなる、そして、更に深長な意義を有するものと解せられねばならぬ時機に達した。老齢勞働者の隱退は、營業上の問題として扱はれることになつた＝それは、産業界の巨頭連が、各自の事業を發展せしめ、且つ、勞働者に不平を抱かしめざる爲には、是非解決を必要とするものだと悟り始めた、主題である。相等の年齢に於ける退職給與金の問題は、久しく大衆の眼前に横はつてゐた、予は大衆が、この問題に關する彼等の希望に副ふことを、保險會社に望む權利を有すと考へる。それは、大衆が要求する權利あるサービスであつて、保險業界が適當なる方法でこれに應じない場合は、結局、政府によつて處理さるべきものである。

老齢被傭者問題

老齢問題に對する認識不足は、能率及勞働者集團一般の規律、信賴等の低下を招くことゝなる。各種事業は概ね、何等かの形式で、多くの場合では普通養老年金制度に對する原價以上の表面に顯はれざる養老年金原價を支出してゐる。人間機械は、機械的各種設備と同樣、經濟上の釣合を維持する爲に、取換を必要とする限界點がある。機械設備の減價償却に對して、毎年相當金額を積立ることを躊躇する會社は無い。人間の減價償却に備ふることは、是れに幾層倍する重要事でなければならぬ。現代は、まだ機械が人間を管理する時代に到達してゐ

ない。近代的事業は、能率、正確、迅速、忍耐及安全等の諸要素を必要とする。老齢被傭者達を、實際有用期經過後も、尙ほ其の職に留まらしむれば、是等必要諸要素は全部その禍を蒙るのである。乃ち、單に能率の點より看るも、老齢被傭者達は、ヨリ若年にしてヨリ適當な勞働者と置き換ふべきである。老齢被傭者達は、彼等の週給以外に何等の所得もないのは調査の示す處である。然らば、雇主は如何なる對策を有するか。雇主は、斯樣な被傭者を簡易な職に振向けることが出來る。しかし、是は表に顯はれるざる養老年金でなくて何んであらうか、加之、簡易な職には限があつて、間もなく種が盡きる。雇主は、老齢被傭者を解雇することが出來る。しかし、吾人が好んで用ゐる所謂高度の文明に於て、老齢の故を以て將來の勞作に不適任となつた、多年同一業務に從業して來た老人を、何等の援助も與へず、放逐することは、忍び難き解決方法である。そこには唯一の方法＝退職給與＝が遺さるゝのみである。

上來述べ來つた要領が承認されたとすれば、將來の勞作に不適任なりと看做し、或は事實不適任となつた場合に、評議制老齢被傭者養老年金を定むる舊式の方法による場合より、近代的醵出制度によれば經費が低下することを理解するのは困難でない。舊式方法の下では、會社が原價全部を支出してゐたが、近代的制度の下では、被傭者達も彼等の勤勞時代中は該原價に對し醵出するのである。

それのみならず、今（三月）直ちに制度を開始せば、年次準備積立金の利息のみでも平均年齢被傭者に對する原價の半額以上を生みだすであらう。其他に、會社醵出金の總額は營業費として處理さるゝこととなる。予は、實際

養老年金支拂簿の金高が、現在使用人給料支拂簿の金高を超過したと云ふ一事實を耳にしたことがある。

予は單に冷やかなる理論、實務的なる經濟上の諸要素に就て論じてきたが、今日では感情を全然問題外にをくことは出來ない、又、公德主義者的見地を無視する譯にゆかぬ。老齡期には、相應に財的苦勞を忘れる餘裕と自由が必要である。然るに不幸にして、老齡期に悠々自適し得るだけの貯蓄を、活動期中に蓄積し得るは極めて少數の人々である。豫測し難き偶發事件、淺見者流の投資は、老齡者の手より畢世の蓄積を奪取して、代ふるに寄食と苦痛とを與へることゝもなる。額齡期に於ける適度の準備に關する保證は、被傭者達が抱く氣苦勞の主要禍根を徐き、彼等の規律、能率及自重心の上に反映する安全保證と信賴の念とを注入する。此場合に思ひ浮ぶのは『青年勞働者に平安な生涯を與へる者は惠まれた人である』とのゴールドスミスの言葉である。

事實の聽取

偖て爰で、吾等は或る制度の採用を考慮する雇主に面會する場合に確むべき根本要素の研究に移る。

(1) 雇主が年額支出金高として準備せる近似金額。この點に關しては、一定金額を用ゐて表現するよりも、給料支拂高の比率を用ゐるのが勝つてゐる。給料の支拂高の比率を用ゐて表現すれば、從業員數の高下、或は給料の高下、が自働的に處理される特長がある。

(2) 被傭者に關する、年齡、給料、勤務年數、性別等の詳細を包括する資料を得ること。

(3) 會社が、過去に於て、實施せし方法の種類を確むること。即ち、會社が亂雜な方法で養老金を割當てゝ居たか、或は、多少とも組織だつた考に基いて實行してゐたかを確める。

(4) 被傭者は幾歲で隱退する習慣になつてゐたか。

(5) 事業の性質上、普通より早期に隱退＝例へば、普通六五歲に對し六〇歲＝を必要とせしや否や。

以上の諸點に對し準備が調へば、諸君は進んで、原價算出依賴の件を、諸君が勸誘した、會社の豫算作成員と共に問題の檢討に入ることが出來、彼等の助力により、會社が準備せる支出金高の範圍內で、出來得る限り、會社の要望を滿たす制度の梗概を容易に立案することが出來るであらう。一言注意して置きたいのは『數社の種〻異なれる種々の制度を顧客に呈出せざる』件である、これは、顧客をして複雜せる數字に呆然自失せしむるのみである。予は、雇主が種々の制度の取捨に迷ひ、全般的問題を握り潰したが爲に數年間渉滯してゐる、有望な契約募集數が多數にのぼる事實を見聞した。

將來勤務

將來勤務＝制度の制定より正規養老年金期日に到る期間＝の每一年に對する給付金は、勞働社員に關しては、將來勤務每一年に對し、通例、一磅の平準給付方法により、又、監督及事務社員に關しては、俸給所得に準據する、等級別給付、で處理するのが普通である。後者の部類に屬する給付は、通例、勤務每一年に對する俸給の一或は二%、若しくば、一%より一・五%又は二%に漸增＝之れは全然雇主の寬大にするか、せぬか、の考に據る＝等である。是等の近代的養老年金制度に關する一特長は、各年度に一つの完了せる取引が示めさるゝ點で

あつて、諸君は將來、過去の事實に全然關係を及ぼさずして、常に給付を增加して行けるのである。從つて二%一年　金一

制度を制定せんが爲に好況の到來を持つよりも、直ちに一%制度を制定するのが遙かに勝つてゐる。制度制定を一年間遷延すれば、過去勤務期間を延長することを容認し、同時に、その年度內に被傭者の拂込むべき醵出金を失ふ意味となる。創立日尙ほ淺き會社にあつては、養老年金問題は緣遠くも思はれるが、一日も早く解決せざれば遂には臍を噛む事態を齎らすことゝもなるであらう。熟慮の末、健全なる退職制度の即時制定による便益を享有するには、如何なる會社でも若過ぎることなく又老過ぎることも無い、と云ふ結論に到達するであらう。

『過去勤務』に關する待遇

過去勤務＝被傭者達が制度實施以前に完了せし勤務年數全部＝に關する待遇方法は特に注意を必要とし、概して、(1)使用し得る金額、(2)年齡分布、に基くのである。過去に於て、多數制度の制定が妨げられたのは、過去勤務の正體を摑み得なかつた故である。總額計數で表現された場合、不徹底の爲に、一切の交涉が直ちに中止され勝であつた。とは言へ、現示計數は、雇主の犧牲で、沈默の內に着々と蓄積されて行く債務を雇主に認識せしめずにはおかぬ、過去勤務養老年金原價の暴露そのものであつたのである。この總原價額は、今日では一〇年、一五年、二〇年若しくはそれ以上の期間に亘る延拂となつて居り、又、支給年數は、正規養老年金期日に到達する各被傭者に對して、全部の賦拂金拂込數が完了せずとも、當該被傭者の養老年金を完全に保證する建前である。

過去勤務に關する最も普通の形式は、過去勤務每一年に對し、將來勤務每一年に對して給與さるゝ給付の半額支給であつて、これは事實上、非常に公平なる基準である。蓋し、被傭者が會社に最初雇入れられた當時には、養老年金制度の實施期に於けると、同額の給料を受けてゐなかつたのは當然であらうし、若し又、多數の人々の場合を例にとり、勤務開始の當初には既に養老年金制度が實施中であつたとして、是れと對比すれば、制度實施日迄の養老年金所得總計は、余が前に述べた過去勤務半額支給の計算と略ぼ一致するのを見出すであらう、加之、斯樣な被傭者は該過去勤務養老年金の原價に對し醵出せざることは勿論である。

其他の方法

他の方法は、最低限度の養老年金を與へるのである。この方法に據る場合、諸君は各被傭者が正規養老年金期日に到達する迄、常に同一給料階級に停まるものと假定して、所得となるべき養老年金を算出する。この算定額が所定の最低限度養老年金額に及ばざる場合、その不足金額は、追加或は過去勤務養老年金として、購充されるのである。此點に關し强調しておきたいのは、右の如く算定したる金額は、たとへ當該被傭者の給料階級に變化が起つたとしても、是れを變更せざることである。給料階級の變化に從い、該金額を斷へず變更せば、計算が非常に複雜となるべきは諸君も諒解さるゝであらう。更らに他の方法は、最低限度（普通二六年）を許容するのである。此の方法は頗瑣らしく聽きとれるやも計り難いが、實は極めて簡單である。例せば、養老年金年齡を六五歲

一年　金一

と假定し、年齡三九歲以上の各被傭者は、最低養老年金として、當該被傭者のその當時に於ける給料階級に對する給付率を二六倍した養老年金を受取ることになる、と云ふ意味である。從つて、各被傭者に關して購入さるべき過去勤務養老年金々額は、當時の給付率に當該被傭者年齡と三九歲との差を乘じた割合となるのである。

最も適切なる方法を決定したる後、追加或は過去勤務養老年金の總計原價が確定され、計算により『過去勤務延度』＝乃ち、該總額支出を完了する爲に要する最大限度年數を確定するのである。賦拂金が全部拂込濟になつてゐなくとも、被傭者の養老年金は、正規養老年金期日に到達と同時に、各被傭者に對して完然に保證さるべき點に就ては既に述べた。この保證を實現化する爲、過去勤務養老年金の購入に、直に、利用すべきである。この養老年金期日近接年齡の被傭者達に對する、追加或は過去勤務養老年金に對して請求權を有する各被傭者の年齡分布狀れによつて見るも、この拂渡金の延度、即ち延拂年數は該給付金に對して請求權を有する各被傭者の年齡分布狀態に依存するは瞭かであらう。爰で注意したいのは、被傭者が養老年金年齡到達以前に、雇主の許を去り、彼に關する過去勤務給付が未だ購入されて居らぬ故に、彼は斯樣な給付金に對して請求權を有せざる場合が屢々起る點である。予が特に此點に言及する所以は、雇主及被傭者に對して是れを明瞭に說明せされば彼等の多數は、過去勤務に關する養老年金は、制度がその效力を發生する瞬間から最早や被傭者の財產であると想像し勝であるが、是れは錯誤印象であつて、大低の場合、被傭者達が正規養老年金期日に於て尙ほ勤務繼續を條件として、彼等の財產となるのだからである。勿論これには例外がある、例へば、過去勤務に關しては總額で支給し得る程度に富裕なる會社の場合、の如きそれである。

一年　金一

隱退期に被傭者が受くる養老年金の總額とは、過去勤務養老年金に將來勤務養老年金を加算した合計高で、これは、多くの場合、五年間保證される。この意味は、被傭者が正規養老年金期日後の五年間以內に死亡の場合、寡婦或は其他の被扶養者に對し、右の五年の期間に滿つる迄、養老年金を繼續することである。現今行はるゝ制度にあつては、會社の承諾を得て早期退職を希望する被傭者に關しても、規定を設けることが必要である。不健康或は其他の理由で、所定の作業標準能率に及ばざる狀態に置かれる特種被傭者を生じ、會社重役が當該被傭者に對し養老年金を開始すべき時機だと感ずる場合が常に起こる。かゝる早期退職に關して支給さるべき養老年金々額は、當該被傭者が正規養老年金期日に隱退すれば受くべかりし金額に對する、實際退職年齡に基く比率である。其他、既婚者には、妻を遺して死亡すれば、その妻に繼續さるべき減額養老年金の支給を擇び得る、選擇權を含む制度が現在では適して居ると考へる。これは大いに主張さるべき選擇權である。

辭職被傭者

養老年金制度の主要特徵の一つは、如何なる事情の下でも、被傭者が制度の爲に何等の損失をも蒙らない點に存する。被傭者釀出金の全額拂戻しが最低金額の場合となるのである。普通制度の下で、被傭者が職を辭する場合、彼には左の三選擇權中の一を擇ぶ資格が與へられる。

(a)　被傭者自身の釀出によりて獲得したる金額に關し、正規養老年金期日開始の養老年金を得る事。

一年一金

（b）被傭者醵出を、保險協會の規定に基き、月割、四期割、二期割又は年割拂込金の前納により繼續し、當該被傭者の過去及將來醵出を合算したる總額にて購入する正規養老年金期日開始の養老年金を獲得する事。

（c）當該被傭者醵出金全部の返還を受くる事。

（a）又は（b）選擇權を擇びたる制度加名者が、正規養老年金期日以前に死亡の場合、被傭者醵出金全額は、當該被傭者代理人に拂渡さるゝことゝなるのである。

（a）或は（b）選擇權を擇びたる被傭者にして、任意の辭職に非ず且つ馘取或は不始末の爲の解雇にも非さる者には、追加金として、當該被傭者の爲に會社より支出せる拂込金により獲得されし正規養老年金期日に於ける全額拂濟養老年金に關する要求權が附與されるのである。或種の制度にあつては、被傭者醵出金を複利附にて返還されることを許容してゐる。予は、箇人として、此種制度に對して好意を持たない、蓋し、如何なる給付と雖も、被傭者達の醵出金は常數として存續することを看過してはならない、從つて、醵出金の利息附返還の如き、附隨部分に關する原價は凡て雇主の負擔に歸着する故である。加之、制度の目的は、養老年金年齡に到達する被傭者達に關する養老年金を規定するにあつて、辭職者達に關する現金を規定するのではないことに留意するを要し、且つ、雇主は、終身保險保護に關する全原價、過去勤務養老年金に關する全原價並將來勤務養老年金に關する原價の一部分を負擔して居る、誰か雇主に更にヨリ以上の負擔を乞ふを正當だと云ふ者があらうや。若しも、雇主負擔の原價總額が、雇主の準備せる金高に達せぬならば、去つて行く被傭者に對して、醵出金に複利を附して返還するよりは、養老年金或は終身給付金の加增を計るのお遙に勝るであらう。雇主の主として關心するのは、正に、彼の下に勤務する被傭者達であつて、去り行く彼等では無い筈である。

如何なる人を加入せしむ可きか？

最後に、諸君が顧客と注意して協定すべきことを勸告したき二つの要點がある。

第一、加入資格＝制度加入の機會を與ふる被傭者の階級に關しては、明瞭適確の用語を以て定義を下す事。現今行はるゝ善意の制度にあつては、被傭者に對して、無差別的に、制度による給付の提供を許さない。語を換ゆれば、雇主はスミスを愛するが故に彼に加入を許すことも出來なければ、ブラウンを愛せざるが故に彼の加入を拒むことも出來ない、のである。更らに又、加入資格を明確に定義し、疑義を許さされば、收益其他に關する如何なる問題をも妨止することが出來る。

第二、制度を制定せんとする會社が、提携又は從屬會社を有し、夫等の會社の被傭者をも同制度に加入せしめんと志す場合には、斯かる提携又は從屬會社に就ては明確に定義することが必要である。是等の各會社が稅務署に對して獨立會計である場合には、全部の提携並從屬會社に關して當局の認許を必要とし、且つ、過去勤務に關して每年納入すべき金高に就て特別協定を必要とするが故に、前述の定義は根本的必要々件であるのである。

年金時局論（三）

米國D・A・ランデン・ムーア述

『金を儲けるのは馬鹿だつて出來るが、金を減らさない様にしてゆくのは賢い人でなくては出來ない』とは、かつて海軍司令官ヴアンダービルトが友人に語つた言葉である。

『オールド・カーニール』(Old Cornee) は中々識見のあることを云つた。愛蘭と紐育との間を乘賃二五仙で通つた帆かけ舟の時代から急速に豪華を極めたる太洋解讀船と縱橫無盡に錯綜せる鐵道網とに榮達し得た程の敏腕家(米國)も七十四の齡で間一髪ウオ！ル街で無慘に敗北してしまつた。蓄積に蓄積してゐたが、とう〳〵破產してしまつた。

米國の經濟史上には斯くの如き、一代にして富の殿堂を築いて、次の家族の代に落魄した實話や富豪が全財產を骰子の前で倒盡した實話は枚擧に遑がない程である。勿論、不景氣はこの對比樣相をはつきり映出した。そして、昨今の新聞紙上には、例へば最近の「カリフオルニヤ通信—某貧老院々長語るところによれば、在院者中にはかつての金滿家が相當ゐるそうだ」の樣な記事は頻繁に出て來る。

歷史家と經濟學者は數世紀に亘る米國の舞臺場面を境界線の變化、擴大の連鎖なりと評して得としてゐる。彼等は從來の米國繁榮の主因を次の如き事實に歸せしめてゐる。即ち、宅地と耕作とのためには無盡の處女地が開放されてゐたこと、自然の富源が順次開發されたこと、相次ぐ發明によつて新興工業が勃興して忽ち我が國民經濟に驚異的威力を發揮せしめたことである。斯くして、最後のドタン場で『事』が起つたのである。

一九二六年の境界線

實のところ、或る種の評論家等は一九二〇年の强氣買市場を一つの境界線と評してゐる。フオレスト・ダヴイスは有名なウオール街編で次の如き對比論を行つてゐる『一八九〇年以後は、山脈を越えさへすれば繁榮の餌(それは遙かの西部地方に抱く繁榮の希望であつてこれこそ十九世紀の米國をして大陸に運命づけたものである)も我が國民生活に對する威力を減殺した。進取的で野心滿々の米國民が急擧してエーリア運河でカンバーランド水路を通過してアレハリーズを越えて行き、又原野を拔け太西洋岸のジグザグの山脈の西側のゆるやかな降坂をおりてオハイオとミシシツピを越えて行つた原因も失くなつてしまつた。

『だが、一九二六年になつて、一つの目に見えない境界線が現はれて來た。大陸を隅なく人爲に馴らさせて前代の國民の子孫も又前へ〳〵と進歩せんとするイラ〳〵した衝動にかられて來た。こゝに又數多の機會に惠まれた。木材、石炭、金、小麥、銀からではなく、科學によつて新しき富を穫ることゝなつたのである。工藝學が國土に代つた。それは即ち、土地の分割や鑛區權ではなく、ラヂオ、ゼネラル・エレクツリツク、ゼネラル・モーターズ、ウエステイングハウス、エ・テイ・アンド・テイの諸會社の通常株券である。』

一年一金

この境界線を希望を以つて看抜いた幾千の米國民の呑負ふた運命は前述の様な事變の勃發である。最近數年間に被つた損害がたとへ數十億弗と見積らるゝことが出來るにしても、精神的被害即ち、深刻なる不安と困窮とを計算することは出來ない。

突發的な幸運と投機的手腕の時代は明確に終つた。投機が富を築創し得るといふ理論は馬鹿〳〵しいものとなつた。

最近の二年間に、我が國民は無數の政治論や經濟論に滿腹させられてゐる。幾種の馬鹿々々しい『經濟保證』計畫が政治經濟の法則を少しも知らない『專門家』によつて考案されて來てゐる。「都市給與案」Townsend Plan（譯註、都市がその市民に養老年金を給付する制度）こそその『天使の如き』計畫の一である。

とは云へ、我々は決して、米國の傳統國策から離脫することを要求するものでもなく、激烈なる政治的變化を要求するものでもない。國民としての我々は國內に瀰蔓せる投機狂を自制しなければならぬ。我々は金錢投資に關する見解を是正して、我が國民の信義を節儉道德に復歸せしめなければならぬ。

米國の全國民がもし一攫千金の迷夢から早くさめて、不壞の收入による繁榮を願ふ樣になり得た場合、所得能力の時代を專ら安全にして幸福なる養老殿の建設にさゝぐることが出來た場合、換言せば、年金原理を基礎とする一つ新經濟策が米國內に普及し得た場合——その時こそ我が國民は突發的にして天災的な不況に對して、社會的不安に對して、又事業界紊亂に對して一つの城壁を持つことになる。

經濟保證計畫

米國政府は無數の市民を救護する一つの經濟保證計畫を目下講じてゐる。この計畫は、かつて社會の各層を風靡した一攫千金思想で節儉・安全慾が損ぜられてゐなかつたならば、低收入にも拘らず國民の大多數が自力で採用し得るものである。今日の困窮者全部が投機と博奕とで裸一貫にまでされるといふのではないが彼等は惡夢時代の特性たる放慢と無謀心とを富裕階級から受けついで來てゐる。今日全人口の僅か三%が納稅者であつて、二〇、〇〇〇、〇〇〇人は政府の肩にすがつてゐる狀態である。しかし、今時の不況は金融狀態の信賴を破壞してしまつたので、國民の多數は銀行其の他の金融機關への金錢預入に恐れをなしてゐる。斯くて今日の我々はお互ひにいまはしい障壁を築き合つてゐる。農村に於いても都市に於ても、人々は損失を恐れて貯蓄金を隱蔽してゐる有樣である。彼等の幾割が年金を知つてゐるだらうか?

しかし、年金の普及發展は右の障壁を打ち破るだらう。零細な貯蓄を費ひ果して悲慘な老後をおくつて行かねばならぬ老齡男女が今日幾千幾萬と增して行つてゐる。彼等は現在持つてゐる資金が一生失くならない樣な確固たる保證策を講じないで、その資金を食ひ果した後を困憊に戰いて暮してゆくことを選んでゐる。如何に零細でも確實な收入こそ幸福と心の安靜とをうる眞實の途である。幸福と保證とは不可離なる同伴者である。

年金は大衆を益するのみならず、生產的仕事に強い刺戟を與へる。年金の掛金は住宅建築業、電氣業、鐵道業等

—年金—

の如き有利な事業に投資される。一大陸だけに散在する一二六、〇〇〇、〇〇〇人に與へた年金の利益を疑ふ者はあるまい。永久國外在住のために合衆國を去る者は事實、極く少數である。この少數の人達を除いては、我が國民は老齢期が美しい落陽の如くやつてくる頃ともなれば、この母國で平和と休養の生活を悠々と樂しむのである。

年金は三五歳以上の男女の個人的問題であるみならず、多くの社會問題例へば社會構成の缺陷の廣範圍にわたつて解決するものであることを期待し得る。理論家は直ちに結論に飛躍して人類社會の缺陷を『說明』するけれども、金融的不安が我々の全難問題の主原因であるといふ眞理を看過してゐる。金融が牢固として强固なるダムの如きであれば、如何なる水壓と誘導とにも堪へることが出來る。しかし、飢餓は破壞であり惡德である。

兎も角、我が國には六五歳以上の老人が七、〇〇〇、〇〇〇人以上ゐる。內輪に見積つてもその中の半分が寄食者であり、約八〇〇、〇〇〇人が救恤名簿に登つてゐるし、他の一〇〇、〇〇〇人が養老院に在り、四〇〇、〇〇〇人が國家と雇主の恩給によつて生活してゐる。右の數の中の大部分は子弟に扶養されてゐる。その子弟等と雖も大半は自分自身の生活も辛らうじて出來る程度の所得しか得てゐないのである。

真き實例の好影響

政府といふものは是等の人達全部を救護することを以て任務としない。それがためには每年約二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗の費用が要る。經濟保證法は約一、〇〇〇、〇〇〇人に對する救護を規定するものである。もし、此の醵出式恩給案が採用されて效果をおさめるものとすれば、一定額以下の賃銀で常傭されて來てゐる人達は毎月小額給付が今から數年後に至つて給されることになる。政府が全市民に實際的保證を確保するものだと速斷するのは間違ひである。もし、さういふ意味のものと解するには、その意味の條文が此の法案（此の法案は政府をして任意主義により市民に年金を賣らしむるものである）に附されてゐなければならない。

簡單に云へば、政府は各人が自身で昔から解決しなければならない問題を解決せんとしてゐるのではない。目下進行中の此の法案に依る最大にして唯一なる受益が養老準備制度たる年金制度を普及發展させるための良き實例となることは否めない。

現代經濟の危機に對する確固たる支索は年金原因理中に見出されるだらう。今後の二十年間は今のまゝの人口であるとすれば、終身間收入の保證されることを願ふ老齢男女群の率は每年遂增して行くだらうから、我々は又資產に減少の起ることと成金となる機會の減少することを豫期することが出來る。

かゝる經濟の下に於ては、收入の點からみた經濟狀態を重んずること、一切のものを失ふ危機に際して自分の所有物を倍加する機會よりも寧ろ如何なる物が保有を保證されるかを考ふることとが最も必要となつてくる。

年金と生命保險とが完全に結合したものは各人の經濟が依據して過まらない理想的な基礎をつくる。これは老若男女にとつても、妻、寡婦にとつても眞理である。この二つは平均賃銀所得者のために一つの防備線を構成するものである。しかし、この二つは中產階級と富裕階級のためにも其の重要さを減するものではない。

一年一金

生命保險は人の制禦し得ず且つ豫見し得ざる偶發事故たる疾病と死亡について救護する。年金も同じく豫見し得ざる經濟的偶發事故について救護する。しかし、この偶發事故は時の進むに伴ひ漸次制禦し得なくなるものである。この二つは共に文明の城壁である。

今日、生命保險は廣く所得を基礎として資られる。正しく云へば、生命保險は遺産を産むものである。しかし、生命保險が所得を保證するものとすれば、生命保險の支給するものは何か？　單なる遺産の移轉ではない。概して、大多數の保險金受取人は數年間にその保險金を消費してしまふのである。年金は二重保險である。

所得の意味に於いて我が經濟を觀れば、輝かしき繁榮時代でさへ、その光輝を失ふ。最近、ブルッキング・インステイテューションは米國民の生産と消費の可能率の研究を完成した。絶頂の年であつた一九二九年度中の收入關係の材料は非常に豐富になつてゐる。

合衆國內の家族を一九二九年の收入に從つて六階級に分けてみると、一、五〇〇弗以下の年收で『その日暮しの貧困』の生活をしてゐる家族が一一、六五三、〇〇〇である。一、五〇〇弗から三、〇〇〇弗までの年收で『最低の安樂』で生活してゐる家族は九、八九三、〇〇〇である。三、〇〇〇弗から五、〇〇〇弗までの年收で『中位の境遇』で生活してゐる家族は三、六七二、〇〇〇であり、五、〇〇〇弗から一〇、〇〇〇弗の年收で『安樂』に生活してゐる家族は一、六二五、〇〇〇である。『裕福』の家族四七一、〇〇〇の年收は一〇、〇〇〇弗から二五、〇〇〇弗までである。二五、〇〇〇弗以上の年收で『富者』として生活してゐる家族は一六〇、〇〇〇である。

斯くして、この好況の絶頂に於ける米國末曾有の繁榮の畫面も我々の目には國民全部が富に被はれた光景にしか映じなかつた。これでは收入の點からみた一九二九年の國民の富裕も大いに疑問だ。『安樂』と『裕福』の家族でさへ安全を喫することが出來なかつた。一九三四年に於ける前記の樣な收入調査はどういふ光景を我々に呈することだらうか。我々は夫れを揣摩憶測することの危險は避けやう。しかし、爾來今日までの光景が一九二九年の研究に比較して恐るべき病的さがあることだけは誰れも認むるだらう。

産業界の危機や金融界の危機は何れも、我が國民をして嫌惡すべき二つの方向に押しやりつゝある。所得にめぐまれた被傭者男女の數が減ぜられて行くばかりでなく、職場を失はない男女も所得を大削減されて行かねばならぬ。次の表はこの狀況を暗示してゐる。因に、卸賣と小賣の商業に於いても、計算單位として一九二九年をとつてみると、從業員數は夫々二六・五%と二四・一%づゝ減ぜられた。その所得も夫々四五・三%と四三・七%減じてゐる。

卸賣・小賣商業に於ける變移

	卸賣			小賣	
	一九二九	一九三三		一九二九	一九三三
會社店舖數	一六九、六五五	一五九、七二四		一、五二〇、三三九	
減少率(%)	—	五・九		—	一・五
全從業員數	一、六〇五、〇四二	一七九、三五八		三、四二二、二一〇	
年金時局論					一二九

減少率(%)	—	二六・五	—	二四・一
俸給・賃銀(單位百萬弗)	三、〇一〇	一、六四六	五、一九〇	二、九二二
減少率(%)	—	四五・三	—	四三・七
販賣額(單位百萬弗)	六九、〇五七	三〇、四八二	四九、一一三	二五、七〇一
減少率(%)	—	五五・九	—	四七・七

不況時代に於ける生命保險の記錄については我々は充分了知してゐる筈である。生命保險は不況の津浪に堪え得た稀れなる岩壁の一であつた。事實、あらゆる場合に於いて、生命保險は經濟的救命帶として役立つその本來の目的を忘れなかつた。

それ故に、もし前掲六群家族の收入の大部分が年金利用によつて保持されたとしたならば、今日如何なる狀態となつてゐるかを想像せよ。今日、無故の老衰者、寄食老人とならないで、一家の柱石、社會の救主となつてゐたことだらう。

生計に必要以上の高額の收入をもつてゐる人達の僅少であることは次のことを指示する。所得能力が減失した老齢期に安樂な生活をすることの出來るだけの金額を普通の貯蓄方法や投資方法によつて蓄積することの如何に困難であるかといふことである。あらゆる階級、あらゆる年齢、あらゆる職業、あらゆる收入の人達にとつて、あらゆる場合の貧困を防禦する礎石として考案出來るものは年金附の經濟計畫である。

最後に、年金投資計畫の一例を示してみる。

年齢五五歳の男子があつて全財產五〇、〇〇〇弗を投資しやうとしてゐると假定する。もし、この人が通常株を買ふとすれば、約五分の利廻りとなる。一朝經濟界の危機が起ると、彼の財產は風前の燈となる。そして元も子もなくなるのである。

もう一つの投資方法は五〇、〇〇〇弗の半分を通常株に投資し、他の半分を利廻二乃至三分の國債に投資することである。この方法は前の投資方法よりは保全の點では勝れてゐるが、これにも收入減少の危險がある。

しかし、この投資問題を解決する最もよい方法は次の樣に五〇、〇〇〇弗を分散させることである。

通常株に	一五、〇〇〇弗
國債に	一五、〇〇〇弗
年金に	二〇、〇〇〇弗

その收入がどの位ひになるかをみてみやう。通常株に投資された一五、〇〇〇弗の利廻りが五分とすれば、七五〇弗の收入となる三分利の國債に投資された一五、〇〇〇弗からの收入は四五〇弗である。年金に投資された二〇、〇〇〇弗からの收入は一、五〇〇弗であつて、收入總計は二、七〇〇弗である。經濟界の最も不況の時でも、この人の收入は（通常株からの收入七五〇弗については別だが減少しないだらう。そこで、この投資方法は一、九五〇弗の收入を絕對的に保證する。

然り、將來に於けるあらゆる投資計畫は年金をその基本とするであらうことは火をみるよりも明かである。小

一年一金

額なりと雖も、年金が金融機構に關與し得ないといふ理由は存在し得ない。投資々金五〇、〇〇〇弗を有つ五五歳のこの男子の條件について我々が指摘したことは次の三つの例へで說明することが出來る。

一、一本の木。それは普通株又は通常證券を現はす。一度經濟的颶風が起ると、この木は根こそぎ倒れてしまふ。

二、二本の木。一本は普通株を現はし他の一本は國債を現はす。破壞が來たると、第二の木だけが殘る。しかし收入は非常に減る。

三、三本の木。それは通常株、國債と年金を夫々現はすのである。颶風で第一の木が倒れるのは確かであるが、他の二本は永久にしつかりと殘る。收入の減少する限度は極く低い。

約二年前、私は紐育の或る有名な外科醫を訪ねて退職收入契約を奬めたことがある。この人は四三歳であつた。彼も初めは私の言葉に耳を傾けやうとはしなかつたが、仕舞ひには私の提言を翌週の夕刻まで考へてみやうといふことになつた。この指定の時刻に私が訪ねた時は、彼の夫人が事務所に來てゐた。夫人は我々の會話の仲間に這入りたい樣な樣子を見せた。我々が暫らく論議した後、この外科醫は立ち上つて反抗的な態度で『ランデン・ムーア君、この通り僕はどつさり金儲けをやつてゐて、年々相當の金を殘してゐるよ。家內も自分の金をもつてゐる。僕はこれで充分だ。保險は僕にはもう要はないよ』と云ひ放つた。夫人も『その通りです』と云つた。私は立ち去らうとしたが、突嗟に『先生、ヒューズ（鎔解線）を御存じですか』ときいた。彼は受け答に『ヒューズがど

うしたといふのかね。それは電氣だよ』と云つた。『さうです』と私は云つた『電氣に關係したものです。電流が電線を通ずると熱が起ります。今日の電線は非常に注意して最良の材料で製作されてゐますが絶對に安全といふわけには行きません。それで、電氣屋は態と電線を切つて細い針金でつなぎます。つまり、この細い針金がヒューズですね。もし電流が餘り强過ぎてくると、その熱力でヒューズは鎔けて、コンダクター（傳導體）は壞はれ、電流は中斷されます。つまりこれで危險が防がれます。』尙私は續けて云つた『先生、貴方の今日は經濟的に全く安全です。しかし、このヒューズをお忘れになつてゐませんでせうか』。彼は默り込んで、夫人をかへりみてニツコリ微笑して私の意見を受け入れた。『ランデン・ムーア君、よくわかつた』と彼は快諾してくれた。私は保險料一、八〇〇弗、契約額四〇、〇〇〇弗の申込書を持つて歸つて來た。

我々の爲すことが何であらうとも、忘れてはならないのは此のヒューズである。

獨逸イー・ゲー染料工業株式會社職員退職年金組合定款（二）

第二六條

一、組合ノ給付ニハ所定ノ年金額ノ外ニ退職年金補充基金ヨリ支出サルヽ補助金ヲモ含ム、而シテ補助金ノ額ハ通算セラレタル勤務年數（第二七條）幷ニ最後ニ組合ニ拂込マレタル掛金ノ基準トナリタル所得額（最終所得）ニ依ツテ決定セラル

二、任意高額保險（第二〇條第二項）ニヨル給付ハ第一項ニヨル補助金ニヨリテ左右セラルヽコトナク年金ノ支拂ト共ニ其全額ヲ支給サル

第二七條

一、第二六條第一項ニヨル年金總額ヲ決定スルタメ通算セラルヘキ勤務年數ノ調査ヲナスニ當リテハ該勤務年限中ニ退職年金組合ノ通常組合員タル身分ヲ取得シタリシモノナルカ若ハ第六條ニヨリ遡及シテ前記身分ヲ取得シ居タリシカニ付テ考慮セラルヘキノトス　組合員タリシ年限ニ對シ三%、四%若ハ四・五%ノ掛金ヲ拂込ミタルモノハ之ヲ一ケ年ト計算シ二%ノ掛金ヲ拂込ミタルモノハ六ケ月第一三條第一項ニヨリテ倍額ノ掛金ヲ拂込ミタルモノハ二倍ノ年限ニ計算セラル

二、一九二七年十二月三十一日ニ於テ退職年金組合ノ組合員タリシモノニ對シテハ前揭規定ノ外左ノ事項ヲ適用ス

（一）第六條ニヨリ年限ヲ遡及セシムルコトナク二一歳滿了後會社ニ於テ

（イ）職員トシテ勤務シタル年限中退職年金組合ノ組合員タル身分ヲ取得スルコト能ハサリシ該年限ニ對シテハ一ケ年ヲ六ケ月トシテ之ヲ通算ス但一九二五年一月一日以前ノ前記年限ハ之ヲ完全ニ通算ス

（ロ）職工トシテ勤務シタル年限ニ對シテハ一ケ年ヲ三ケ月トシテ之ヲ通算ス但一九二五年一月一日以前ニ於ケル勤務ニ對シテハ一ケ年ヲ六ケ月トシテ通算ス　職工トシテ十ケ年以上ノ勤務年數カ通算セラレ得ヘキトキハ退職年金組合加入前一〇ケ年ノ勤務ヲナシタルモノト看做サル

（二）被傭者保險ニ加入セル組合員ニ保險事故ノ發生シタル場合ニ於テ組合員カ退職年金組合ニ於ケル創減期間ヲ滿了シタルモ被傭者保險ニ於ケル創減期間ヲ滿了シ居ラサリシ場合當該組合員ノ年金總額若クハ該組合員ノ遺族ノ年金總額ニ退職年金補充基金ヨリ定款ニヨル年金總額ト勤續期間ヲ定全ニ通算シタル場合ニ生スヘキ額トノ間ニ生スル差額タケ年金割增金ヲ支給ス

前記割增金ハ被傭者保險ヨリ年金ヲ支給セラルヽニ至リタルト同時ニ之ヲ停止ス

（三）一九二五年一月一日以前ニ於テ第一三條第一項ノ前提要件ヲ備ヘタル組合員カ一九二五年一月一日以後ニ於テ第一三條第一項ノ前提要件ヲ備フル全期間ニ對シ二倍ノ掛金ヲ拂込ミタルトキハ該期間ハ二倍ニ

計算セラル

（四）第一項乃至第三項ニヨル總勤續年數ノ計算ヲナスニ當リテハ六ケ月以上ノ月ハ之ヲ一ケ年トシテ計算シ六ケ月ニ充タサルモノハ之ヲ切捨ツルモノトス

第二八條

一、組合員ニ對スル年金總額ハ

通算シ得ヘキ年數（第二七條）	最終所得（第二六條第一項）ノ
最初ノ五ケ年ニ對シテハ	各三％
次ノ一〇ケ年〃	〃一・五％
更ニ次ノ一五ケ年〃	〃一％
更ニ次ノ一〇ケ年〃	〃〇・五％
トナリ從ツテ年金ノ總額ハ	
通算シ得ヘキ勤續年數	最終所得
五ケ年後ニハ	一五％
一五ケ年後〃	三〇％
三〇ケ年後〃	四五％
四〇ケ年後〃	五〇％
トナル	

二、組合員ニ對スル年金總額ハ三％、四％若ハ四・五％ノ掛金ヲ拂込ミタル組合員タリシ期間ニ對シテハ一二・五％タケ高メラル一九二五年前ニ於ケル勤務年數カ通算セラルル場合ニ於テ組合員カ一九二五年一月一日ニ於テ被傭者保險ニ加入シ居ラサリシ場合ニハ該勤務年數ニ對シテ　一二・五％ノ割增金カ支給セラル

三、前記ノ率ノ外ニ妻ニ對シテハ第一項ニヨリテ定メラレタル所得ノ五％ヲ並ニ十八歲未滿ノ所得能力ナキ子女ニ對シテハ一名ニ對シ前記所得ノ一二・五％ヲ加ヘ

四、寡婦ニ對スル年金總額ハ組合員ニ對スル年金總額ノ六〇％トシ第一項ニ依リ定メラレタル所得ノ一〇％ヲ最低額トス

五、十八歲未滿ノ孤兒一名ニ對スル年金總額ハ組合員ニ對スル所得ノ五％ヲ最低額トス　第二三條第五項ノ規定ハ之ヲ準用ス

六、父母ナキ孤兒ニ對スル年金總額ハ組合員ニ對スル年金總額ノ第二三條第二項ニ確定セラレタル分數ニ等シキモノトス而シテ其最低額ハ各一名ニ對シ第五項ニ依リ孤兒一名ニ支拂ハルヽモノト同額トス

七、寡婦年金及孤兒年金ノ合計ハ組合員年金ノ總額ヲ超過スルコトヲ得ス

八、父母ニ對スル年金總額ハ組合員ニ對スル年金總額ノ第二五條ニ確定セラレタル分數ニ等シキモノトス

九、年金額確定ノ査定ニハ當該年金總額中退職年金補充基金ヨリ支辨セラルヘキ補充金額ヲ表示スヘキモノトス

一年金一

第二九條

一、組合ノ給付ハ休職トナリタル場合ニ於テハ會社ニ於ケル雇傭關係ノ終了ト共ニ開始シ特別組合員(第八條)ニアリテハ退職年金支給事故發生ノ翌月ニ又死亡事故ノ發生シタル場合ニハ死亡シタル月ノ翌月ニ開始シ給付ニ對スル請求權ノ消滅シタル月ノ終了ト共ニ止ム

二、組合員ノ寡婦カ會社ヨリ組合員ノ死後一定期間中組合員ノ最後ノ給料ノ支給ヲ受ケタル場合寡婦年金及孤兒年金ノ支拂ハ該支給ノ廢止ト共ニ開始ス

第三〇條

一、組合ノ支拂ハ現行ノ通貨ニテナサルヽモノニシテ通常受取權者ノ領收書ト引替ニ毎月其賦額ヲ後拂スルカ若クハ受取權者ノ希望アリタル場合ハ受取權者カ費用及危險ヲ負擔シテ之ヲ郵送ス

二、受取權利者カ死亡シタルトキニ於テ支拂期ニ達シタル組合ノ給付カ未タ支拂ハレサリシ場合該權利者ノ妻、父、母、兄、弟、姉、妹カ死亡ノ當時之ト同居シ居リタルカ若ハ專ラ該權利者ノ勞務所得ニ依テリテ扶養セラレ居タリシ場合ニハ前記ノ順位ニ於テ該給付ノ支拂ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第三一條

一、組合ノ給付ヲ受クルノ請求權ハ左ノ場合理事會ノ決議ニ依リテ失ハルヽモノトス

(一)　組合員ニシテ癒疾年金ノ給付ヲ受ケ且六〇歲到達前完全ニ執務能力ヲ回復シタルモノカ該年金支拂ノ停止後直ニ會社ニ復職ノ申出ヲナササル場合

(二)　第九條第二條ニ據リ組合ヨリ除名セラレタル組合員

(三)　組合員ニシテ商法第七二條ノ(一)・(二)及(三)ニ規定サレタル理由ニヨリ會社ヨリ解雇セラレタルモノ若ハ年金受取人ニシテ雇傭關係ヲ存續シ居タリシ場合ニハ當然解雇セラルヘカリシモノ

(四)　理事會ノ承諾ヲ得スシテ常時歐羅巴以外ノ地ニ滯在スル年金受取人

(五)　寡婦若ハ過失ナクシテ離別サレタル妻カ再婚ヲナシタル場合、前記婚姻カ解消シタル場合亦同シ

(六)　子女若ハ孤兒カ一八歲未滿ニシテ婚姻ヲナシタル場合

二、寡婦ハ再婚ヲナシタル場合從來ノ年金總額ノ三ケ年分ニ相當スル額ニ對シ一時拂金ヲ請求スルノ權利ヲ有ス　寡婦カ前記請求權ヲ再婚後一ケ年以內ニ主張セサリシ場合該請求權ハ消滅スルモノトス

三、理事會ハ第一項(一)及(三)ノ場合ニ於テ組合員カ死亡シタリシ場合組合ノ給付ニ對シ請求權ヲ有スヘカリシ組合員ノ家族ニ對シ年金ノ全額若ハ一部ヲ寄贈スルノ權利ヲ有ス

一年金一

第三二條

一、左ノ場合組合ノ給付ニ對スル請求權ハ休止ス

（一）第三一條第一項（一）ノ場合ニ於テ第一八條第一項（一）ノ要件カ充タサル、迄會社カ復職ヲ拒絶シタル場合

（二）請求權者カ一ケ月以上ノ禁錮ニ處セラレタル場合其ノ服役期間中

二、理事會ハ第一項（二）ノ場合ニ於テ請求權者カ死亡シタリシ場合ニハ組合ノ給付ニ對シテ請求權ヲ有スヘカリシ前記請求權者ノ家族ニ對シ休止期間ノ年金ヲ全額若ハ一部寄贈スルノ權利ヲ有ス

第三三條

一、組合員カ完全ニ執務能力ヲ回復スルコトナクシテ事務若ハ勞務上ノ正規的作業ニヨリテ所得ヲ得タル場合理事會ハ執務不能ニヨリ支給セラレタル年金總額ヲ低減スルコトヲ得　前記組合員ハ前記ノ方法ニ依リテ得タル所得ヲ自發的ニ理事會ニ申告スルノ義務ヲ有ス　年金總額ノ低減ハ六〇歳以前ニ於テ年金額、之ニ關聯シテ支給サル補助金竝ニ社會保險ヨリ支給サル年金等ヲ總計シタル金額カ最後ニ會社ヨリ給與セラレタル所得ヲ超過シタル場合ニ於テノミ許サルヘキモノトス

二、第一項ノ規定ハ六五歳未滿ニテ養老年金（第一八條第一項ロ）ノ支拂ヲ受クル特別組合員ニモ之ヲ準用ス

第三四條

一、組合給付ノ受取人ハ理事會ニ對シ理事會ヨリ要求セラレタル給付ヲ受クヘキ權利ノ存續期間若ハ範圍ノ檢

查ニ必要ナル證明書、證書若ハ證據書類ヲ提出スルノ義務ヲ有ス

二、特ニ癒疾年金受取人ハ理事會ヨリ要求アリタルトキハ理事會ヨリ指名セラレタル醫師ヲシテ執務不能期間ニ關シ檢査ヲ行ハシムヘキモノトス

三、第一項及第二項ニ記載セラレタル要求ハ各曆年ニ一回ヲ限リナサルヘキモノトス

四、組合給付ノ受取人カ理事會ヨリ指定サレタル期間內ニ要求セラレタル說明ヲナサス若ハ證明書、證書又ハ證據書類ヲ提出セサリシ場合懈怠ノ結果更ニ指定セラレタル期間ノ經過スルト共ニ組合給付ノ支拂ヲ受クルノ請求權ヲ剝奪スヘキ權利ヲ有ス

第三五條

一、組合ノ給付ヲ受クルノ申請ヲナシ得ルモノハ組合員、遺族若ハ會社トス

二、前項記載ノ申請ハ文書ヲ以テ理事會ニ之ヲ提出スヘキモノトス　組合員若クハ遺族カ申請ヲナス場合ハ組合員證ヲ癒疾年金ノ申請ニハ醫師ノ證明書ヲ又遺族年金ノ申請ニハ死亡證明書ヲ添附提出スヘキモノトス

三、癒疾年金ノ申請アリタル場合理事會ハ執務不能事故ノ有無ヲ自己ノ指名シタル醫師ヲシテ判定セシムルコトヲ得　理事會カ前記醫師ノ診察ヲ受クヘキ旨ヲ再三要求シタルニ不拘組合員カ之ニ應セサリシ場合執務不能事故ニ關スル立證ハ

（一）組合員カ前記申請ヲナシタル場合ニ於テハナサレザリシモノト看做サレ

一年　金一

(二)　會社カ申請ヲナシタル場合ニ於テハナサレタルモノト看做サル　前記申請カ却下セラレタル後一ケ年以内ニ所定ノ法式ニヨル醫師ノ證明書ヲ提出シテ最初ノ申請ニ於テ判定セラレタル事故ノ更ニ惡化シタコトヲ立證スルカ若ハ新ニ事故ノ存在スルコトヲ立證シタル場合ニ前記申請ハ之ヲ復活セシムルコトヲ得

第三六條

一、組合ノ給付ニ對スル請求權ノ決定竝ニ組合員ノ身分喪失ノ決定ニ關シテハ理事會其ノ責ヲ負フ

二、決定書ハ當事者ニ送達セラルヘキモノトス　拒絶ノ査定ヲナス場合ニハ拒絶ノ理由ヲ付スヘキモノトス

三、理事會ノ決定ニ對シ當事者ハ書類送達後六週間以内ニ調停裁判所ニ於テ不服ノ申立ヲナスノ權利ヲ有ス

不服ノ申立ニ關スル手續ハ之ヲ決定書ニ明示スヘキモノトス

取消サレサリシ決定ハ不服申立期間ノ經過スルト共ニ其效力ヲ發生ス

第三七條

組合ノ給付ニ對スル請求權ノ質入若ハ讓渡ハ組合ニ對シテ何等ノ效力ヲ有セサルモノトス

雜報

米國、社會保證法案による養老年金

最近米國議會に於て上程されたドートン社會保證法案による國家擔出養老年金制度の基礎を爲す例示年金表は次のやうなものである。

此の表は某大會社の團體年金部によつて編成されたものである。五十弗一五〇弗二〇〇弗二五〇弗の數字は毎月平均の賃銀所得を示すものである。

この「ドートン」法案は一九三五年四月十九日に三七二票對三三票で議會を通過したのである。しかしこれに關する租稅問題は特に實業界の重視するところである。一九三七年度初頭に五億弗以上の賦課を行ふとして租稅を累次增加して毎年二十八億弗の收入を計る

一年　金一

様にしなければなるまい。

此の案に對する多數の修正案は投票の結果で否決せらるゝ運命であつた。最も根本的の修正案に對して最大の反對票があつたのである。議場で「ドートン」法案に對し最も痛烈に反對したのは紐育選出の「ウツズワース」氏であつた氏の反對意見の要旨は三二〇億弗の養老年金積立基金を國債償還に用ひんとすることは何を意味するか？　これは明かに米國が今やデモクラシーの精神に訣別するものであり而して政府は輿論から漸次遠ざかつつゝあることを示すに外ならない。

かゝる基金の用途方法こそは我が米國が傳統とする

米國、社會保證法案による養老年金

財政政策の基本原則を全く一變せしむるものである。

—年 金—

従來政府は公債を發行するに當り一つに國民の信任に依つて來たのであるが此の法案はのやり方は强制課稅や、商工業界はこの過重な課稅方法に反對することは火を見るよりも確である。

あることは明かである。次に議員ドレドウエイ氏は何故に實業界の代表者を藏入調査委員會に出席せしめこの行政計畫に反對意見を述べさせる機會を與へざりし

月收に基礎づけられたる月々の年金額表

年次	五十弗		百弗		百五十弗		二百弗		二百五十弗	
	舊案*	新案	舊案*	新案	舊案*	新案	舊案*	新案	舊案*	新案
五	五・〇〇	一五・〇〇	一〇・〇〇	一七・五〇	一五・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二二・五〇	二五・〇〇	二七・五〇
一〇	七・五〇	一七・五〇	一五・〇〇	二三・五〇	二二・五〇	二七・五〇	三〇・〇〇	三五・〇〇	三七・五〇	四二・五〇
一五	一〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二七・五〇	三〇・〇〇	三五・〇〇	四〇・〇〇	四七・五〇	五〇・〇〇	五七・五〇
二〇	一二・五〇	二三・五〇	二五・〇〇	三一・二五	三七・五〇	四五・〇〇	五〇・〇〇	五六・二五	六二・五〇	六八・七五
二五	一五・〇〇	二七・五〇	三〇・〇〇	三五・〇〇	四五・〇〇	五三・一二五	六〇・〇〇	六七・五〇	七五・〇〇	八二・五〇
三〇	一七・五〇	三一・二五	三五・〇〇	四〇・〇〇	五二・五〇	六一・二五	七〇・〇〇	七八・七五	八七・五〇	九六・二五
三五	二〇・〇〇	三五・〇〇	四〇・〇〇	四五・〇〇	六〇・〇〇	六七・五〇	八〇・〇〇	八七・五〇	一〇〇・〇〇	一〇七・五〇
四〇	二二・五〇	三八・七五	四五・〇〇	五一・二五	六七・五〇	七五・〇〇	九〇・〇〇	九六・二五	一一二・五〇	一一八・七五
四五	二五・〇〇	四二・五〇	五〇・〇〇	五七・五〇	七五・〇〇	八二・五〇	一〇〇・〇〇	一〇七・五〇	一二五・〇〇	一三二・五〇

*『永久計畫』

隱退後の恩給保險の慰安

—年 金—

隱退時に於ける安心

大體から見て、勤人の所得は、その人が勤をやめると同時に停止する。恩給保險は、適度の低率掛金で、隱退時に慰安と自活の途を與へる確實な所得を保證する。俸給に等しき恩給を期待し得る人は殆んどない。恩給皆無の場合、これを必要とすること更に切なるものがあるのである。

營造物竝に商業及工業に關する大會社の多くは、各々その從業員に對し、恩給を規定してゐるのは周知の如くである。しかも一方では、將來賴るべき、斯様な安全保證を有せざる人の數は、今日、數千の多きにのぼつてゐる。是等の人々こそ、主として、恩給保險に

恩給保險隱退時に於ける慰安と自活

自營恩給基金

多數の會社で運用する恩給基金は、開始當時に期待する程、常に、被傭者に對して有利な成績を齎らすものでは無く、保險會社で採用する獨特な諸制度に就ても、多々考慮さるべき點がある。大抵の場合、恩給基金は、當該會社の安定性に依存する、破產或は營業衰凋は、斯様な基金に對して惡影響を及ぼすことゝなる。最近、筆者はその一例を實見した。

年齡四〇歲を越した或る男子が、彼の雇主によつて

開始された、恩給基金に對する醵出者となつてゐた。雇主が廢業した。被傭者は彼の醵出金と少額の利息とを受取つた。その內に、彼は他の同種事業會社で、一時的の仕事に從事することが出來て、永續社員に採用されるところであつたが、その會社には恩給基金が設けられてあつて、中年の新規被傭者をこれに加名せしむることを欲しなかつた爲に、遂に實現されなかつた。この男子は、好き仕事に有付けなかつたばかりでなく、恩給基金に對する永久の醵出も、所期の目的を果たすことが出來なかつたのである。

恩給保險の募集

筆者の同僚で、この種の保險契約に就て相當に成功した男が、恩給保險募集を、どう云ふ風に着手したかに就て、興味ある實驗談を語つて呉れた。彼は誰彼の別なく、逢ふ人を凡て加入見込者扱にした模樣で、保險の見地を離れ、一般的な會話の話題として、恩給に就て話す樣になつたのは餘り古いことではない。

彼等は會話の終りに、『スミス君、君の社では恩給制度を實施してゐるのか』と尋ねる。

スミス氏は、恩給制度が實施されてゐないこと、及び、それが有れば良いのだが、と答へる。

『スミス君、君の社に恩給制度があれば、勿論君は加入するだらうね』

見込者は、これに對して、九分九厘迄、加入すると答へるであらう。そこで、我が勸誘員は好機を摑むのである。

『僕の會社では恩給制度を經營してゐる』。『僕は君をその制度に加名さすことが出來る』。『乃ち、この通りなんだ……』

この見込者は、斯樣な制度を利用出來るとすれば、

それを利用するに躊躇しないことを承認したも同樣である。從つて、勸誘員は最も有望な見込者を得たことになるのである。

選擇權の行使

注意深い男子は、恩給制度の有利であることを、一見直ちに認識するであらう。掛金は所得稅の減免を受ける事、價格下落の惧れなき事。この制度は被扶養者達の保護を全ふせしめ、且つ、安全投資を提供する事。この形式の保險契約に關する今一つの特徴は、契約期間經過の際に、資本金全部の拂戻を受けるか、又は、計畫通りの恩給年金支拂を受けるかに就ての、被保險者の、選擇行使權である。

選擇行使權により、契約期限の滿了と共に、多額の現金價格を規定する長期養老給付年金に再投資することが出來るのは勿論である。これは、恩給制度として、いつでも、提供される制度である。選擇權は、契約締結當初に定めることの出來るものであつて、被扶養者に對しては大きな保險保護が伴ふのである。

見込者の中には、老齡期に關しては、自分で貯蓄すると云ふ人もある。しかし、現在及今後數年間は、自己の貯蓄金に對しては、極めて低率の利息に甘んじなければなるまい。保險契約によれば、大いに、それに勝るものがある。

一年一金

銀行家の年金觀

料率變更後もなほ年金契約は優良な投資である

米國銀行家協會の機關雜誌「バンキング（銀行業）」を認めてゐるのだ。さうして氏は、年金の約款及び料一九三五年三月號に、市俄古マーチヤンツ・ナショナル銀行の頭取デョージ・アール・ボイルズ氏の「恩給時代に於ける年金」なる論說が揭載されてをる。これは、料率引上、配當制年金への投資について最新知識を求められた場合に、銀行家たるものは如何に答ふべきか——といふ觀點から、種々と論究せるものである。ボイルズ氏は、年金が依然として優良な投資であること

率上の最近實施された變更に對して、玆に再檢討を行つてゐるのである。

因みに、新刊書「投資家と生命保險の知識（When Depositors Ask About Life Insurance）」はバンキング社から引續き發行されてゐるが、その實行は月々益々增加しつゝあるよし。

米國ミューチュアル・ベネフイット社の年金

新しき形式及び料率を四月一日から實施。

据置基礎による年掛掛金制元金留保年金契約を追加。

ミューチュアル・ベネフイット生命保險會社の新しき年金形式及年金料率は、同社副社長兼保險技師ジエイ・エス・トンプソン氏によつて四月一日から實施の運びとなつた。この新形式は死亡日と、死亡前に於ける最後の正規年金支拂日との間に在介する日數に對し日割計算による年金支拂を行はないのである。而してこれは、從來の同社年金契約になほ多少の變更が加へられたものだ。ミューチュアル・ベネフィツト社が初めて發表するこの新種契約は、年掛掛金制による元金留保の据置年金である。とにかく、同社の新年金掛金率は協議の結果改正されたものなのである。

一年一金

恩給積立金は一九八〇年には五〇〇億弗に上らむ

米國產業協議會を心痛せしめつゝある歲入調查委員會の財政保障法案は恐るべき課稅案

財政保障工作上に一進步を齎らす注目すべき言說

米國「歲入調查委員會」提出の財政保障法案に對する修正案は、恩給制度の實施を俟つて、最初に俸給額に對する二%の稅を課し、十二ケ年以內に之れを六%まで增稅しようといふ趣向であるが、即ち之が紐育市パーク街二四七、米國「產業協議會」で今回發表の報告中の主題目となつてをる。而して產業協議會は、歲入調查委員會の前記修正案によれば一九八〇年度に五〇〇億弗の恩給積立金が積立てられるものと睨んでゐるのである。

上記の五〇〇億弗といふ金額は、——產業協議會の說明によると——現在に於ける米聯邦負債額の約二倍

恩給積立金は一九八〇年には五〇〇億弗に上らむ

恩給積立金は一九八〇年には五〇〇億弗に上らむ

にも當るものである。また、米聯邦の名に於ける負債額に各州及び市町村の負債額まで合したものよりも莫大であり、一九三二年――一九三三年間の米國歳入額よりも莫大なものなのである。

財政保障法案の提示する課稅率

目下懸案中の財政保障法案は、俸給額に對して、一九三七年度の一%より一九五七年度の五%にまで漸次增稅しようといふのである。而して本案によれば、一九八〇年度までには、恩給積立金が前記修正案に於ける査定額五〇〇億弗よりも稍〻大となるわけである。なほ、この法律案を歳入調査委員會の修正案に比較するといふと、歳入調査委員會修正案は、最初に一層多額の負擔を課して、一層速かに最高負擔額に達し、原案の提示するところよりも二〇%高い最高負擔額を提示してゐるわけである。

修正案は何するものぞ

歳入調査委員會の修正意見による建前の下に財政保障法案が通過、實施となつた場合、豫想し得られる影響を要約して、産業協議會は左の如く述べてをる。――

一、今後二十年間は購買力(公債に對する)を一年間約二〇億弗の割合で貯藏することゝなり、爾後一九八〇年迄は、一年間約七〇億弗の割合で貯藏することゝなるわけである。一九五〇年迄には、その巨額の積立額は、一八五億弗に達するであらう。また、一九六〇年迄には約三六〇億弗、一九七〇年迄には約四六五億弗、而して歳入調査委員會で會計係の聲明した通り、――一九八〇年迄には該積立金は合計約五〇〇億弗となる筈である。斯の如き巨額の金が引上げられたならば、必ずやわが米國經濟機構は障礙を蒙るに違ひない。

二、米聯邦發行の公債金額も恐らく、右積立金額を悉く吸收するには至らぬであらう。當該案は米聯邦公債證書に限りこの積立金を投資し得べき旨を特に規定してゐるのである。とにかく、國庫を安定ならしむるために負債の澎大化を防ぐことが國家にとつて益々必要となつてくるから、米聯邦負債額が一九八〇年までに五〇〇億弗に上るかどうかは疑問である。而してまたその間に於いて、恩給積立金として積立てられた該基金が果して聯邦公債への投資に行使され得るかどうか、疑問であらう。

信用及び通貨制度の破綻

三、この財政工作は恐らく止障を來たすであらう。今後に於いて、米聯邦公債發行額が、右積立金の全部を吸收するには至らぬにしても、公債の一方的集中はわが經濟制度上に激烈なる變化を突發させるであらう。

一金一年

技に於いてか産業協議會は、聯邦公債證書に重大な關係をもつ信用及び通貨制度が破綻するであらうことを、指摘せんとするものである。なほまた、右公債の一方的集中はこの聯邦積立金制度の「公開市場所作」(オープン・マーケット・オペレーション)を一貫する通貨及び信用制度の統制をも無效にするであらう。

産業協議會はまた、政府公債(法律で保證され投資者の信用できる投資制度である)に對する投資の增加を、この修正案が著しく阻害するであらうといふ點に、識者の注意を促さんとするものである。

四、積立金は政治的にも巧みな處置を要するであらう。とにかく、幾十億弗といふ金が準備基金として積立てられるといふことは、今次の議會の政治的問題として非常な魅力を與へるであらう。社會保險のため巨額の基金を積立てた英獨諸國に於ける實際經驗は、此の種基金が屢々政治的に巧みな處置を必要とする事實

恩給積立金は一九八〇年には五〇〇億弗に上らむ

一年一金

を語つてゐるのである。米國に於いても亦、所期以外に、給付額の增加、負擔額の低減、或は基金の撤回が恐らく惑起するであらう。さうして、それは、今回の恩給制度に對する積立金の不足及び養老恩給制度そのものの漸次的衰微を招來することゝなるであらう。

米聯邦年金稅申告規則に關する說明

米國「一九三四年所得稅法」の規定どほり、所定の期日に於いて、年金支拂額に所得稅が遺漏なく課稅されるやうに、年金所得支拂勘定を明示した各年度申告書を生保會社から提出すべきこと。——これは、米國「內國主稅局」の副局長チャールズ・テイ・ラッセル氏名義で「米國生保委員會」宛に通達の文書中に認められてあつた要旨である。前記所得稅法は、年金支拂額のうち、掛金(即ち、年金を受くるための拂込金)の全額に對する三%を限度とする額を以て、各年度の「年金所得」とするものであつて、三%を控除した殘額で以てその掛金額を埋合はせるやうにする。斯くして、掛金の全額が充當された場合になほ、該年金の支拂が有れば、それは悉く所得と看做されて漏れなく課稅されるわけである。保險會社からの申告書は、各年金受取人からの各自年金稅申告書と照合されるわけである。

保險會社は、一年間に、獨身者に對して一、〇〇〇弗若くはそれ以上、また有配偶者(結婚屆を保險會社になせる者)に對して二、五〇〇弗若くはそれ以上の額が支拂はれた場合、夫々掛金額を精査記入せる申告書を提出しなければならぬ。年金支拂基礎が消滅し了らない場合、その年度の年金支拂額が掛金額の三%を超過しなければ、之は全部課稅所得となるわけである。而してこの場合の年金支拂額が上述の如く一、〇〇〇弗若くは二、五〇〇弗に相當する場合は、「一〇九九年書式」に從つて申告することを要する。もつとも、滿期前に於ける解約及び失效の場合の返還金は、此の種の申告を要しないのである。

掛金一時拂卽時年金に對する諸社の制約竝びに料率

紐育、プロビデント・ミューチュアル生保社代理人
ウイリアム・シー・ボードン氏編

(茲に掲ぐる米國廿五生保社の料率はもと〳〵編者自身の參考に資するために集錄したものであつて、敢へて完璧を悉したわけではない)

昨年末あたりに、大部分の生保會社が掛金一時拂卽時年金の料率を變更したこと、またそのうち幾つかの社が常任代理人以外の代理人やブローカーを介して年金契約を受ける場合の制約を設けたことによつて、此の際新料率の一覽表や制約の摘要は、保險會社の代理人にも亦ブローカーにも役立つであらう。

諸社と制約の有無は左の如くである。

エトナ・ライフ……制約なし

掛金一時拂卽時年金に對する諸社の制約並びに料率

バークシャー……制約なし

ブルックリン・ナショナル……制約なし

コロンビアン・ナショナル……制約なし（當社は三月一日迄に年金料率を變更の筈）

コネクチカット・ゼネラル……制約なし

コネクチカット・ミューチュアル……制約なし

エキタブル・ソサイティ……制約なし

フィデリティ・ミューチュアル……同社直屬の代理人によつてのみ契約を受く

ガーディアン……同社直屬の代理人によつてのみ契約を受く

ホーム・ライフ……同社直屬の代理人によつてのみ契約を受く

ジョン・ハンコック……同社直屬の代理人及び同社正認のブローカーによつて契約を受く

マサチュセッツ・ミューチュアル……同社直屬の代理人によつてのみ契約を受く

メトロポリタン……同社直屬の代理人若くは同社が今までに特別に許可し來つたブローカーによつて（大口契約に限り）契約を受く

ミューチュアル・ライフ……制約なし

ナショナル・ライフ・オヴ・ヴアーモント……制約なし

ニュー・イングランド・ミューチュアル……ブローカー若くは豫備勸誘員により該契約者が他社とは絶對に契約せざる場合に限り、契約を受く

紐育ライフ……同社直屬の代理人によつてのみ契約を受く

ノースウエスタン・ミューチュアル……同社直屬の代理人によつてのみ契約を受く

ペン・ミューチュアル……制約なし

フィーニックス・ミューチュアル……制約なし

プロビデント・ミューチュアル……同社直屬の代理人によつてのみ契約を受く

プルーデンシャル……制約なし

ステート・ミューチュアル……制約なし

トラベラーズ……制約なし

ユニオン・セントラル……制約なし

元金拋棄年金（一時拂掛金一、〇〇〇弗に對する男女別支拂年額及び月額）

		五〇 年額	五〇 月額	五五 年額	五五 月額	六〇 年額	六〇 月額	六五 年額	六五 月額	七〇 年額	七〇 月額	七五 年額	七五 月額	八〇 年額	八〇 月額
エトナ	男	弗 六四・七三	弗 五・二三	弗 七二・六三	弗 五・八四	弗 八三・〇七	弗 六・六五	弗 九七・〇三	弗 七・七二	弗 一一五・九二	弗 九・一四	弗 一四一・九二	弗 一一・〇六	弗 一七八・〇六	弗 一三・六五
	女	五九・七八	四・八四	六六・一五	五・三四	七四・四九	五・九九	八五・五四	六・八四	一〇〇・三六	七・九七	一二〇・五一	九・四八	一四八・二一	一一・五一
バークシャー	男	六七・九八	五・四九	七六・〇五	六・一二	八六・七三	六・九四	一〇一・〇一	八・〇三	一二〇・三四	九・四八	一四七・〇六	一一・四四	一八三・八二	一四・〇八
	女	六二・九三	五・〇九	六九・四〇	五・六〇	七七・九四	六・二六	八九・二九	七・一三	一〇四・三八	八・二九	一二五・〇〇	九・八二	一五二・三七	一一・九〇
ブルックリン・ナショナル	男	六七・九七	五・四八	七六・〇四	六・一一	八六・七二	六・九三	一〇一・〇一	八・〇三	一二〇・三八	九・四八	一四六・九七	一一・四四	一八三・九五	一四・〇八
	女	六二・九一	五・〇八	六九・四一	五・五九	七七・九四	六・二六	八九・二四	七・一三	一〇四・四二	八・二八	一二五・〇四	九・八三	一五三・四二	一一・九〇
コロンビアン・ナショナル	男	六七・九七	五・四八	七六・〇四	六・一一	八六・七二	六・九三	一〇一・〇一	八・〇三	一二〇・三八	九・四八	一四六・九七	一一・四四	一八三・九五	一四・〇八
	女	六二・九一	五・〇八	六九・四一	五・五九	七七・九四	六・二六	八九・二四	七・一三	一〇四・四二	八・二八	一二五・〇四	九・八三	一五三・四二	一一・九〇
コネクチカット・ゼネラル	男	六四・七三	五・二三	七二・六三	五・八四	八三・〇七	六・六五	九七・〇三	七・七二	一一五・九二	九・一四	一四一・九二	一一・〇六	一七八・〇六	一三・六五
	女	五九・七八	四・八四	六六・一五	五・三四	七四・四九	五・九九	八五・五四	六・八四	一〇〇・三六	七・九七	一二〇・五一	九・四八	一四八・二一	一一・五一
コネクチカット・ミューチュアル	男	六四・七二	五・二三	七二・六二	五・八四	八三・〇六	六・六五	九六・九九	七・七二	一一六・〇一	九・一五	一四一・八四	一一・〇五	一七七・九四	一三・六四
	女	五九・七七	四・八四	六六・一四	五・三四	七四・五二	五・九九	八五・五四	六・八四	一〇〇・四〇	七・九七	一二〇・四八	九・四八	一四八・一五	一一・五一
*エキタブル・ソサイエティ	男	五九・一八	四・七九	六六・五六	五・三七	七六・二九	六・一三	八九・二五	七・一二	一〇六・七七	八・四五	一三〇・七四	一〇・三二	一六四・〇二	一二・六四
	女	五四・五三	四・四二	六〇・五〇	四・九〇	六八・三〇	五・五一	七八・五九	六・三〇	九二・三四	七・三六	一一〇・九六	八・七七	一三六・五四	一〇・六六
フィデリティ・ミューチュアル	男	六七・九七	五・四八	七六・〇四	六・一一	八六・七二	六・九三	一〇一・〇一	八・〇三	一二〇・三八	九・四八	一四六・九七	一一・四四	一八三・九五	一四・〇八
	女	六二・九一	五・〇八	六九・四一	五・五九	七七・九四	六・二六	八九・二四	七・一三	一〇四・四二	八・二八	一二五・〇四	九・八三	一五三・四二	一一・九〇
ガーディアン	男	六九・八三	五・六三	七七・九四	六・二六	八八・五七	七・〇八	一〇三・八八	八・一八	一二三・四〇	九・六三	一四九・〇三	一一・五九	一八六・二二	一四・二五
	女	六四・八一	五・二四	七一・二八	五・七四	七九・八一	六・四一	九一・一六	七・二八	一〇六・三八	八・四三	一二七・〇六	九・九八	一五五・五三	一二・〇五

紐育ホーム	男	七一・一二	五・七三	八〇・三二	六・五五	九二・五七	七・三九	一〇八・〇一	八・五六	一二八・九九	一〇・一三	一五七・九〇	一三・二四	一九八・一七	一五・一〇
	女	六五・四三	五・二九	七二・七五	五・八六	八二・四九	六・六二	九五・六六	七・六三	一一二・七三	八・九一	一三五・四六	一〇・六〇	一六六・八三	一三・八〇
ジョン・ハンコック	男	六七・九七	五・四八	七六・〇四	六・一一	八六・七二	六・九三	一〇一・〇一	八・〇三	一二〇・三八	九・四八	一四六・九七	一一・四四	一八三・九五	一四・〇八
	女	六二・九一	五・〇八	六九・四一	五・五九	七七・九四	六・二六	八九・二四	七・一三	一〇四・四二	八・二八	一二五・〇四	九・八三	一五三・四二	一一・九〇
マサチュセッツ・ミューチュアル	男	六四・七三	五・二三	七二・六三	五・八四	八三・〇七	六・六五	九七・〇三	七・七二	一一五・九六	九・一四	一四一・九二	一一・〇六	一七八・〇六	一三・六五
	女	五九・七八	四・八四	六六・一五	五・三四	七四・四九	五・九九	八五・五四	六・八四	一〇〇・三六	七・九七	一二〇・五一	九・四八	一四七・二一	一一・五二
メトロポリタン	男	六四・七三	五・二三	七二・六三	五・八四	八三・〇七	六・六五	九七・〇三	七・七二	一一五・九六	九・一四	一四一・九二	一一・〇六	一七八・〇六	一三・六五
	女	五九・七八	四・八四	六六・一五	五・三四	七四・四九	五・九九	八五・五四	六・八四	一〇〇・三六	七・九七	一二〇・五一	九・四八	一四八・二一	一一・五二
ミューチュアル・ライフ	男	六四・七三	五・二三	七二・六三	五・八四	八三・〇七	六・六五	九七・〇三	七・七二	一一五・九六	九・一四	一四一・九二	一一・〇六	一七八・〇六	一三・六五
	女	五九・七八	四・八四	六六・一五	五・三四	七四・四九	五・九九	八五・五四	六・八四	一〇〇・三六	七・九七	一二〇・四七	九・四八	一四八・二一	一一・五二
ナショナル・ヴァーモント	男	六七・九三	五・四八	七六・〇五	六・一一	八六・六六	六・九三	一〇一・〇一	八・〇三	一二〇・三三	九・四八	一四六・八四	一一・四三	一八三・八二	一四・〇六
	女	六二・八九	五・〇九	六九・四〇	五・六〇	七七・九四	六・二六	八九・二一	七・一三	一〇四・三八	八・二八	一二五・〇〇	九・八二	一五三・三七	一一・九〇
ニュー・イングランド・ミューチュアル	男	六七・九七	五・四八	七六・〇四	六・一一	八六・七二	六・九三	一〇一・〇一	八・〇三	一二〇・三八	九・四八	一四六・九七	一一・四四	一八三・九五	一四・〇八
	女	六二・九一	五・〇八	六九・四一	五・五九	七七・九四	六・二六	八九・二四	七・一三	一〇四・四二	八・二八	一二五・〇四	九・八三	一五三・四二	一一・九〇
紐育ライフ	男	五九・一八	四・七九	六六・五六	五・三七	七六・二九	六・一三	八九・二五	七・一三	一〇六・七七	八・四五	一三〇・七四	一〇・三三	一六四・〇三	一二・六四
	女	五四・五三	四・四二	六〇・五〇	四・九〇	六八・三〇	五・五一	七八・五九	六・三〇	九二・三四	七・三六	一一〇・九六	八・七七	一三六・五四	一〇・六六
ノース・ウエスタン	男	六七・九七	五・四八	七六・〇四	六・一一	八六・七二	六・九三	一〇一・〇一	八・〇三	一二〇・三八	九・四八	一四六・九七	一一・四四	一八三・九五	一四・〇八
	女	六二・九一	五・〇八	六九・四一	五・五九	七七・九四	六・二六	八九・二四	七・一三	一〇四・四二	八・二八	一二五・〇四	九・八三	一五三・四二	一一・九〇
ペン・ミューチュアル	男	六七・九七	五・四八	七六・〇四	六・一一	八六・七二	六・九三	一〇一・〇一	八・〇三	一二〇・三八	九・四八	一四六・九七	一一・四四	一八三・九五	一四・〇八
	女	六二・九一	五・〇八	六九・四一	五・五九	七七・九四	六・二六	八九・二四	七・一三	一〇四・四二	八・二八	一二五・〇四	九・八三	一五三・四二	一一・九〇
フィーニックス・ミューチュアル	男	六五・四五	五・二九	七三・四二	五・九二	八三・九六	六・七四	九八・〇四	七・八二	一一七・二三	九・二七	一四三・四七	一一・二三	一七九・八六	一三・八四
	女	六〇・四二	四・九〇	六六・八四	五・四〇	七五・三〇	六・〇六	八六・四三	六・九三	一〇一・四二	八・〇七	一二一・八〇	九・六二	一四九・七〇	一一・六七

プロビデント・ミューチュアル	男	六四・七四	五・二三	七二・六四	五・八五	八三・〇八	六・六六	九七・〇四	七・七二	一一五・九六	九・一五	一四一・九三	一一・〇六	一七八・〇七	一三・六五
	女	五九・七九	四・八四	六六・一五	五・三四	七四・四九	五・九九	八五・五四	六・八五	一〇〇・三七	七・九八	一二〇・五二	九・四九	一四八・二三	一一・五二
プルーデンシァル	男	六四・七二	五・二三	七二・六二	五・八四	八三・〇八	六・六五	九六・九九	七・七二	一一五・八七	九・一四	一四一・八四	一一・〇五	一七七・九四	一三・六四
	女	五九・七七	四・八四	六六・一四	五・三四	七四・四六	五・九九	八五・五四	六・八四	一〇〇・四〇	七・九七	一二〇・四八	九・四八	一四八・一五	一一・五一
トラベラーズ	男	六四・七三	五・二三	七二・六三	五・八四	八三・〇七	六・六五	九七・〇三	七・七二	一一五・九六	九・一四	一四一・九二	一一・〇六	一七八・〇六	一三・六五
	女	五九・七八	四・八四	六六・一五	五・三四	七四・四九	五・九九	八五・五四	六・八四	一〇〇・三六	七・九七	一二〇・五一	九・四八	一四八・二一	一一・五一
ステート・ミューチュアル	男	六四・七三	五・二三	七二・六三	五・八四	八三・〇七	六・六五	九七・〇三	七・七二	一一五・九六	九・一四	一四一・九二	一一・〇六	一七八・〇六	一三・六五
	女	五九・七八	四・八四	六六・一五	五・三四	七四・四九	五・九九	八五・五四	六・八四	一〇〇・三六	七・九七	一二〇・五一	九・四八	一四八・二一	一一・五一
ユニオン・セントラル	男	六七・九七	五・四八	七六・〇四	六・一一	八六・七二	六・九三	一〇一・〇一	八・〇三	一二〇・三八	九・四八	一四六・九七	一一・四四	一八三・九五	一四・〇八
	女	六二・九一	五・〇八	六九・四一	五・五九	七七・九四	六・二六	八九・二四	七・一三	一〇四・四二	八・二八	一二五・〇四	九・八三	一五三・四二	一一・九〇

＊　この社は配當基礎による年金契約のみを行ふものである。　なほ次に、エキタブル社の一九三五年度見積基礎による最初の五年間の配當平均年額を示す。また紐育ライフ社の一九三五年度見積基礎による最初の配當額をも示す。將來の配當額は勿論將來の業績に依據するわけである。

年金表

（エキタブル社の方は、一九三五年度見積基礎による配當附純粹年金の配當平均年額を示すものである。また紐育ライフ社の方は、一九三五年度見積の第一回配當額を示すものである）

		五〇		五五		六〇		六五		七〇		七五		八〇	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
エキタブル・ソサイエティ	男	弗 六・七六	弗 六・五六	弗 七・四一	弗 七・一八	弗 八・三二	弗 八・〇三	弗 九・五八	弗 九・一七	弗 一一・三四	弗 一〇・七七	弗 一三・八二	弗 一二・九八	弗 一七・三五	弗 一六・〇五
	女	六・三六	六・一九	六・八四	六・六八	七・五七	七・三三	八・五四	八・二三	九・八九	九・四六	一一・七四	一一・一三	一四・四三	一三・五二
紐育ライフ	男	六・九九	六・七九	七・四一	七・一七	七・九七	七・六九	八・七四	八・三六	一〇・〇七	九・五六	一一・九八	一一・二四	一四・七〇	一三・五九
	女	六・七四	六・五六	七・〇七	六・八七	七・五一	七・二七	八・一〇	七・七九	八・九八	八・五八	一〇・四〇	九・八六	一二・四四	一一・六五

賦拂償却年金（一時拂掛金一、〇〇〇弗に對する男女別支拂年額及び月額）

會社		五〇 年額	五〇 月額	五五 年額	五五 月額	六〇 年額	六〇 月額	六五 年額	六五 月額	七〇 年額	七〇 月額	七五 年額	七五 月額	八〇 年額	八〇 月額
エトナ	男	弗 五八・三七	弗 四・七三	弗 六三・六八	弗 五・一五	弗 七〇・三〇	弗 五・六六	弗 七八・五八	弗 六・三一	弗 八九・〇二	弗 七・一一	弗 一〇三・一八	弗 八・一一	弗 一一八・八二	弗 九・三六
	女	五四・八七	四・四五	五九・三四	四・八一	六四・八九	五・二四	七一・八一	五・七八	八〇・四七	六・四五	九一・四二	七・二九	一〇五・一七	八・三四
バークシャー	男	六一・九六	五・〇二	六七・五七	五・四五	七四・六四	六・〇〇	八三・五四	六・六九	九四・七九	七・五五	一〇九・二九	八・六五	一二七・八八	一〇・〇四
	女	五八・二八	四・七二	六二・九七	五・〇九	六八・八七	五・五六	七六・二三	六・一三	八五・五四	六・八五	九七・四七	七・七六	一一三・六二	八・九〇
ブルックリン・ナショナル		契約せず													
コロンビアン・ナショナル		契約せず													
コネクチカット・ゼネラル	男	五八・三七	四・七三	六三・六八	五・一五	七〇・三〇	五・六六	七八・五八	六・三一	八九・〇二	七・一一	一〇三・一八	八・一一	一一八・八二	九・三六
	女	五四・八七	四・四五	五九・三四	四・八一	六四・八九	五・二四	七一・八一	五・七八	八〇・四七	六・四五	九一・四二	七・二九	一〇五・一七	八・三四
コネクチカット・ミューチュアル	男	五八・三八	四・七三	六三・六九	五・一五	七〇・二七	五・六六	七八・五五	六・三〇	八八・九七	七・一〇	一〇三・一五	八・一一	一一八・七六	九・三五
	女	五四・八五	四・四五	五九・三五	四・八一	六四・八九	五・二四	七一・八四	五・七八	八〇・四五	六・四五	九一・四一	七・二九	一〇五・一五	八・三三
*エキタブル・ソサイエティ	男	五二・六九	四・二八	五七・四九	四・六六	六三・四三	五・一三	七〇・七九	五・七〇	七九・九三	六・四一	九一・三八	七・二九	一〇五・五四	八・三六
	女	四九・四九	四・〇三	五三・五七	四・三五	五八・五九	四・七四	六四・七七	五・二三	七二・四六	五・八三	八二・〇三	六・五七	九三・九四	七・四八
フィデリティ・ミューチュアル	男	六一・九五	五・〇一	六七・五七	五・四五	七四・六二	六・〇〇	八三・五三	六・六九	九四・八〇	七・五六	一〇九・二八	八・六五	一二七・八三	一〇・〇四
	女	五八・二七	四・七二	六二・九八	五・〇九	六八・八五	五・五五	七六・二四	六・一三	八五・五六	六・八五	九七・四三	七・七六	一一三・六三	八・九〇
ガーディアン	男	六三・九八	五・二〇	六九・六九	五・六五	七六・八〇	六・二三	八五・八四	六・九五	九七・三七	七・八七	一一三・一一	九・〇五	一三〇・八九	一〇・五六
	女	六〇・二八	四・九〇	六五・〇二	五・二八	七〇・九七	五・七六	七八・四三	六・三六	八七・九五	七・一三	一〇〇・〇〇	八・〇八	一一五・四七	九・三三

會社		五〇 年額	五〇 月額	五五 年額	五五 月額	六〇 年額	六〇 月額	六五 年額	六五 月額	七〇 年額	七〇 月額	七五 年額	七五 月額	八〇 年額	八〇 月額
ホーム		契約せず													
ジョン・ハンコック		契約せず													
マサチュセッツ・ミューチュアル	男	五八・三七	四・七三	六三・六八	五・一五	七〇・三〇	五・六六	七八・五八	六・三一	八九・〇二	七・一一	一〇三・一八	八・一一	一一八・八二	九・三六
	女	五四・八七	四・四五	五九・三四	四・八一	六四・八九	五・二四	七一・八一	五・七八	八〇・四七	六・五四	九一・四二	七・二九	一〇五・一七	八・三四
メトロポリタン		契約せず													
ミューチュアル・ライフ	男	五八・三七	四・七三	六三・六八	五・一五	七〇・三〇	五・六六	七八・五八	六・三一	八九・〇一	七・一一	一〇三・一八	八・一一	一一八・八一	九・三六
	女	五四・八七	四・四五	五九・三四	四・八一	六四・八九	五・二四	七一・八一	五・七八	八〇・四七	六・四五	九一・四二	七・二九	一〇五・一七	八・三四
ナショナル・ヴァーモント	男	六一・九二	五・〇一	六七・五七	五・四五	七四・五七	六・〇〇	八三・四七	六・六八	九四・七九	七・五五	一〇九・一七	八・六四	一二七・七一	一〇・〇二
	女	五八・二四	四・七二	六二・九七	五・〇九	六八・八二	五・五五	七六・二三	六・一三	八五・五四	六・八四	九七・三七	七・七五	一一三・六一	八・九〇
ニュー・イングランド・ミューチュアル	男	六一・九五	五・〇一	六七・五七	五・四五	七四・六二	六・〇〇	八三・五三	六・六九	九四・八〇	七・五六	一〇九・二八	八・六五	一二七・八三	一〇・〇四
	女	五八・二七	四・七二	六二・九八	五・〇九	六八・八五	五・五五	七六・二四	六・一三	八五・五六	六・八五	九七・四三	七・七六	一一三・六三	八・九〇
紐育ライフ	男	五二・六九	四・二八	五七・四九	四・六六	六三・四三	五・一三	七〇・七九	五・七〇	七九・九三	六・四一	九一・三八	七・二九	一〇五・五四	八・三六
	女	四九・四九	四・〇三	五三・五七	四・三五	五八・五九	四・七四	六四・七七	五・二三	七二・四六	五・八三	八二・〇三	六・五七	九三・九四	七・四八
ノースウエスタン	男	六一・九五	五・〇一	六七・五七	五・四五	七四・六一	六・〇〇	八三・五二	六・六九	九四・八〇	七・五五	一〇五・二七	八・六五	一二七・八二	一〇・〇三
	女	五八・二七	四・七二	六二・九八	五・〇九	六八・八五	五・五五	七六・二四	六・一二	八五・五五	六・八四	九七・四二	七・七五	一一三・六二	八・九〇
ペン・ミューチュアル	男	六一・九五	五・〇一	六七・五七	五・四五	七四・六二	六・〇〇	八三・五三	六・六九	九四・八〇	七・五六	一〇九・二八	八・六五	一二七・八三	一〇・〇四
	女	五八・二七	四・七二	六二・九八	五・〇九	六八・八五	五・五五	七六・二四	六・一三	八五・五六	六・八五	九七・四三	七・七六	一一三・六三	八・九〇
フィニックス・ミューチュアル		契約せず													
プロビデンス・ミューチュアル	男	五八・三八	四・七三	六三・六九	五・一五	七〇・三〇	五・六七	七八・五八	六・三一	八九・〇一	七・一一	一〇三・一八	八・一一	一一八・八一	九・三六
	女	五四・八七	四・四六	五九・三五	四・八一	六四・八九	五・二五	七一・八二	五・七九	八〇・四七	六・四六	九一・四二	七・三〇	一〇五・一八	八・三四
プルーデンシャル	男	五八・三八	四・七三	六三・六九	五・一五	七〇・二七	五・六六	七八・五五	六・三一	八八・九七	七・一〇	一〇三・一五	八・一〇	一一八・七六	九・三五
	女	五四・八五	四・四五	五九・三五	四・八一	六四・八九	五・二四	七一・八四	五・七八	八〇・四五	六・四五	九一・四一	七・二九	一〇五・一五	八・三三

掛金一時拂即時年金に對する諸社の制約並びに料率

ステートミューチュアル		契約せず													
トラベラーズ		契約せず													
ユニオン・セントラル	男	六一・九五	五・〇二	六七・五七	五・四五	七四・六二	六・〇〇	八三・五三	六・六九	九四・八〇	七・五六	一〇九・二八	八・六五	一二七・八三	一〇・〇四
	女	五八・二七	四・七三	六二・九八	五・〇九	六八・八五	五・五五	七六・二四	六・一三	八五・五六	六・八五	九七・四三	七・七六	一一二・六三	八・九〇

＊　この社は、配當基礎による年金契約のみを行ふ。なほ左に、エキタブル社の一九三五年度見積基礎による最初五年間の配當平均年額を示す。また、經育ライフ社の一九三五年度見積基礎による第一回配當額をも示す。將來の配當額は勿論將來の業績に依據するわけである。

エキタブル・ソサイエティ	男	五・五三	五・三八	五・六九	五・五四	五・九二	五・七三	六・一九	五・九八	六・五〇	六・二五	六・八六	六・五七	七・三〇	六・九四
	女	五・四〇	五・二八	五・五四	五・四〇	五・七四	五・五七	五・九七	五・七八	六・二五	六・〇三	六・五七	六・三二	六・九五	六・六四
經育ライフ	男	六・七一	六・五四	七・〇〇	六・八一	七・三六	七・一三	七・八三	七・五七	八・五〇	八・一八	九・三七	八・九七	一〇・四九	九・九七
	女	六・五三	六・三八	六・七六	六・五九	七・〇六	六・八五	七・四五	七・二三	七・九四	七・六七	八・六五	八・三二	九・五六	九・一四

元金留保年金（一時拂掛金一、〇〇〇弗に對する男女別支拂年額及び月額）

		五〇		五五		六〇		六五		七〇		七五		八〇	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
エトナ	男	弗 五七・〇四	弗 四・六二	弗 六一・九〇	弗 五・〇二	弗 六七・八八	弗 五・四七	弗 七五・二五	弗 六・〇五	弗 八四・三八	弗 六・七五	弗 九五・六一	弗 七・六二	弗 一〇九・五三	弗 八・六六
	女	五三・八〇	四・三七	五七・九三	四・六九	六三・〇〇	五・〇九	六九・二三	五・五八	七六・九五	六・一八	八六・四二	六・九二	九八・二〇	七・八二
バークシャー	男	六〇・七三	四・九二	六五・九二	五・三三	七二・四一	五・八三	八〇・四五	六・四六	九〇・六六	七・二四	一〇三・五三	八・二三	一一九・七六	九・四四
	女	五七・二七	四・六四	六一・六五	四・九九	六七・二一	五・四二	七三・八六	五・九五	八二・三七	六・六〇	九三・〇三	七・四三	一〇六・五〇	八・四四

ブルックリン・ナショナル	男	六〇・七〇	四・九一	六五・九二	五・三三	七二・三九	五・八三	八〇・四七	六・四五	九〇・七〇	七・二四	一〇三・五〇	八・二二	一一九・八一	九・四四
	女	五七・二六	四・六四	六一・六六	四・九九	六七・一〇	五・四一	七三・八六	五・九四	八二・三四	六・六〇	九二・九九	七・四一	一〇六・四六	八・四四
コロンビアン・ナショナル	男	六〇・七〇	四・九一	六五・九二	五・三三	七二・三九	五・八三	八〇・四七	六・四五	九〇・七〇	七・二四	一〇三・五〇	八・二二	一一九・八一	九・四四
	女	五七・二六	四・六四	六一・六六	四・九九	六七・一〇	五・四一	七三・八六	五・九四	八二・三四	六・六〇	九二・九九	七・四一	一〇六・四六	八・四四
コネクチカット・ゼネラル	男	五七・〇四	四・六二	六一・九〇	五・〇二	六七・八八	五・四七	七五・二五	六・〇五	八四・三八	六・七五	九五・六一	七・六二	一〇九・五三	八・六六
	女	五三・八〇	四・三七	五七・九三	四・六九	六三・〇〇	五・〇九	六九・二三	五・五八	七六・九五	六・一八	八六・四二	六・九一	九八・二〇	七・八二
コネクチカット・ミューチュアル	男	五七・〇五	四・六二	六一・九三	五・〇一	六七・八九	五・四七	七五・二四	六・〇五	八四・三九	六・七五	九五・六〇	七・六一	一〇九・五三	八・六六
	女	五三・七九	四・三七	五七・九四	四・六九	六三・〇一	五・〇九	六九・二〇	五・五八	七六・九二	六・一八	八六・四三	六・九一	九八・一四	七・八〇
エキタブル・ソサイエティ		契約せず													
フイデリティ・ミューチュアル	男	六〇・七〇	四・九一	六五・九二	五・三三	七二・三九	五・八三	八〇・四七	六・四五	九〇・七〇	七・二四	一〇三・五〇	八・二二	一一九・八一	九・四四
	女	五七・二六	四・六四	六一・六六	四・九九	六七・一〇	五・四一	七三・八六	五・九四	八二・三四	六・六〇	九二・九九	七・四一	一〇六・四六	八・四四
ガーディアン		契約せず													
ホーム	男	六四・二〇	五・一九	七〇・〇一	五・六五	七七・三二	六・二二	八六・五一	六・九三	九八・二九	七・八三	一一三・一六	八・九五	一三三・〇七	一〇・三六
	女	六〇・三八	四・八九	六五・二六	五・二八	七一・三五	五・七五	七八・九七	六・三四	八八・六四	七・〇九	一〇一・〇三	八・〇四	一一七・四四	九・二七
ジョン・ハンコック	男	六〇・七〇	四・九一	六五・九二	五・三三	七二・三九	五・八三	八〇・四七	六・四五	九〇・七〇	七・二四	一〇三・五〇	八・二二	一一九・八一	九・四四
	女	五七・二六	四・六四	六一・六六	四・九九	六七・一〇	五・四一	七三・八六	五・九四	八二・三四	六・六〇	九二・九九	七・四一	一〇六・四六	八・四四
マサチュセッツ・ミューチュアル	男	五七・〇四	四・六二	六一・九〇	五・〇一	六七・八八	五・四七	七五・二五	六・〇五	八四・三八	六・七五	九五・六一	七・六二	一〇九・五三	八・六六
	女	五三・八〇	四・三七	五七・九三	四・六九	六三・〇〇	五・〇九	六九・二三	五・五八	七六・九五	六・一八	八六・四二	六・九一	九八・二〇	七・八二
メトロポリタン	男	五七・〇四	四・六二	六一・九〇	五・〇一	六七・八八	五・四七	七五・二五	六・〇五	八四・三八	六・七五	九五・六一	七・六二	一〇九・五三	八・六六
	女	五三・八〇	四・三七	五七・九三	四・六九	六三・〇〇	五・〇九	六九・二三	五・五八	七六・九五	六・一八	八六・四二	六・九一	九八・二〇	七・八二
ミューチュアル・ライフ		契約せず													
ナショナル・ヴァーモント		契約せず													

掛金一時拂即時年金に對する諸社の制約並びに料率

掛金一時拂即時年金に對する諸社の制約並びに料率

ニューイングランド・ミューチュアル	男	六〇・七〇	四・九一	六五・九二	五・三三	七二・三九	五・八三	八〇・四七	六・四五	九〇・七〇	七・二四	一〇三・五〇	八・二二	一一九・八一	九・四四
	女	五七・二六	四・六四	六一・六六	四・九九	六七・一〇	五・四一	七三・八六	五・九四	八二・三四	六・六〇	九二・九九	七・四一	一〇六・四六	八・四四
*紐育ライフ……	男	五一・三六	四・一七	五五・七三	四・五三	六二・〇〇	四・九三	六七・四三	五・四四	七五・二〇	六・〇四	八四・五七	六・七六	九五・五〇	七・六〇
	女	四八・四三	三・九四	五二・一六	四・二四	五六・六九	四・六〇	六二・二〇	五・〇三	六八・八六	五・五五	七六・九八	六・一八	八六・六〇	六・九二
ノースウエスタン……		契約せず													
ペン・ミューチュアル……	男	六〇・七〇	四・九一	六五・九二	五・三三	七二・三九	五・八三	八〇・四七	六・四四	九〇・七〇	七・二四	一〇三・五〇	八・二二	一一九・八一	九・四四
	女	五七・二六	四・六四	六一・六六	四・九九	六七・一〇	五・四一	七三・八六	五・九四	八二・三四	六・六〇	九二・九九	七・四一	一〇六・四六	八・四四
フィニックス・ミューチュアル……	男	五七・八四	五・六八	六二・八五	五・〇八	六九・〇一	五・五六	七六・六九	六・一五	八六・二一	六・八九	九八・一四	七・八〇	一一三・一二	八・九二
	女	五四・五三	四・四二	五八・七九	四・七六	六三・九八	五・一七	七〇・四二	五・六七	七八・四三	六・二九	八八・四二	七・〇六	一〇〇・九一	八・〇〇
プロビデンス・ミューチュアル……	男	五七・〇四	四・六三	六一・九一	五・〇一	六七・八八	五・四八	七五・二六	六・〇五	八四・三九	六・七六	九五・六三	七・六三	一〇九・五三	八・六七
	女	五三・八〇	四・三七	五七・九四	四・七〇	六三・〇一	五・一〇	六九・二三	五・五八	七六・九六	六・一八	八六・四三	六・九二	九八・二一	七・八一
プルーデンシャル……		契約せず													
ステート・ミューチュアル……	男	五七・〇四	四・六二	六一・九〇	五・〇一	六七・八八	五・四七	七五・二五	六・〇五	八四・三八	六・七五	九五・六一	七・六二	一〇九・五三	八・六六
	女	五三・八〇	四・三七	五七・九三	四・六九	六三・〇〇	五・〇九	六九・二三	五・五八	七六・九五	六・一八	八六・四二	六・九一	九八・二〇	七・八一
トラベラーズ……	男	五二・九六	四・三〇	五七・六四	四・六七	六三・三六	五・一二	七〇・三五	五・六七	七八・九〇	六・三三	八九・三七	七・一四	一〇一・九八	八・〇九
	女	四九・八三	四・〇五	五三・八二	四・三七	五八・七〇	四・七六	六四・六四	五・二三	七一・九四	五・七九	八〇・八三	六・四八	九一・七四	七・三三
ユニオン・セントラル		契約せず													

*これは、配當基礎による年金契約のみを行ふものである。なほ左に、同社の一九三五年度見積による第一回配當額を示す。將來の配當額は勿論將來の業績に依據するわけである。

紐育ライフ……	男	六・六三	六・四六	六・八八	六・七〇	七・一九	六・九七	七・五九	七・三五	八・一二	七・八七	八・七七	八・四一	九・六六	九・二三
	女	六・四七	六・三三	六・六八	六・五一	六・九三	六・七五	七・二六	七・〇四	七・六八	七・四三	八・二三	七・九三	八・九三	八・五六

笑喜劇

『生命年金』（一幕）

佛蘭西「ガブリエ・デルヴイリエ」作

登場人物

ルビヅー夫人（一）
ヴエルヅロー氏
公證人　トンヅユ先生
醫師　ビツク先生

（一）この喜劇では**ルビヅー**夫人の役はそのまゝ**ルビヅー**氏の役にとり代へても差支ない。尤も女性の役を男性の役にするのだから臺辭に幾分の修正はしなければなるまい。

舞臺裝置

ルビヅー夫人の部屋。――ルイ・フイリツプ時代風の家具。右手の左手に扉。舞臺正面の奥に野原を見渡す窓數個ある。窓は皆閉め切つてゐる。ルビヅー夫人は七〇歳位ひの上品な婦人である。夫人はヴオルテール時代風の大型肱掛椅子に埋くまつてゐる。耳に繃帶をしてゐる影を觀客に向けてゐる。體はクツションと毛布で被はれてゐる。

夫人の側のテーブルの上には藥瓶と藥袋とが置かれてある。

第一場

ルビヅー夫人――ヴエルヅロー氏。ビツク先生

ルビブー夫人（衰れな悲病なうめき聲で）「アーア、もう駄目です。イヤ本當に駄目。

ビツク先生「サア、少ししつかりなさい。奥さん。」

ルビヅー夫人「アー、先生、死にさうです。……死ぬる……もう元氣はありません……こんなに弱つてゐるんですもの……こんなに弱つて、

ヴエルヴロー(非常に懇ろに)「よく坐られますか。……頭にもつとクツションをあげませうか。」

ルビヅー夫人「もういゝ　……ありがたう……ヴエルヴユローさん……ありがたう……貴方は本當に親切な方ネ。臨終に迫つてゐる哀れなお婆さんを看取つて下さるんですもの。神樣は貴方を屹度お喜びなさる。」

ヴエルヴロー「サーサ奥さん……　馬鹿げたことをおつしやるもんぢやありません。ちつとも臨終ぢやありません……屹度治ります——。」

ルビヅー夫人「アー、妾の好きなヴエルヴローさん……妾はもうもう永くないことは覺悟してゐます。」

ヴエルヴロー「奥さん、何んていふことです、いけませんよ。ほんの一寸とした御病氣ですよ。……しかし、困つたナ。死にはしませんよ。希望をお持ちなさい。ネー先生そうでせう、」

ビツク先生「エーエ、さうですとも。」

ルビヅー夫人「それれは妾の氣安めにおつしやるんです」でも、お仕舞ひなのは妾知つてゐます。もう見放されてるんですもの。妾は七〇です……もう此の世には居られません。神樣は妾が人樣に決して惡いことをしなかつたことを御在じです……。」

ヴエルヴロー「貴方は本當に善良です。」

ルビヅー夫人「牧師さんにお願ひしました。……妾は心に咎めることは少しもございません。……そらもうよみ路の旅です。」

ヴエルヴロー「お氣を靜かになさつたがよろしい。」

(この時、戸外に人の足音が聞ゆる)

ビツク先生「……さうだ、トンヅユ先生でせう。」

(折鞄を抱いてトンヅユ先生登場)

第二場

前同人物とトンドユ先生

トンヅユ先生「奥さん、今日は……ナ皆さん、今日は」

ルビヅー夫人「公證人さん、今日は。」

ヴエルヴローと**ビツク先生**「イヤー、トンヅユ先生ですか今日は。」(握手をし合ふ)

トンヅユ先生(心配そうに)「奥さん、如何がですか。」

ルビヅー夫人「アー、すつかり駄目です。……今度ばつしは……お別れです。」

トンヅユ先生「奥さん、そんなにいけませんでした資質證書署名は又外の日に致しませう。」

ヴエルヴロー「エツー、本當ですか。奥さん、貴方は本當にそんなにお惡いんですか。」

ルビヅー夫人「妾は良くありません……こんなに弱つてるんですもの……。」

ビツク先生「トンヅユさん、さうなさい。……私も醫師としてお奬めします……。」

ヴエルヴロー「アーア、それあ困つた。」

ルビヅー夫人「元氣を出してみませう。……公證人さんにもヴエルヴローさんにも後で迷惑かけたくありません。……イ、エ本當に、それでは御氣の毒です…。」

ビツク先生「しかし、それは貴女、いけませんよ…。」

ルビヅー夫人「大丈夫と思います。……暇はかゝりませんものネ。」

トンヅユ先生「證書は用意して來てゐます。」

ヴエルヴロー「貴女は署名だけです。」

ルビヅー夫人「アー、ヴエルヴローさん、もう天國に行くばつかしの七十のお婆さんが。今更生命年金の證

年一書に署名するなんて、滑稽ですわネー……。」

金一ヴェルヴロー「そんなことがあるもんですか、奥さん……。」

ルヒヴー夫人「エエ、貴方の御氣持は分ります。でも本當は……妾、この家を生命年金で賣るよりは貴方の爲めに遺言をしたかつたんですの。……でもネ……死ぬ前に、貴方に少しでも御迷惑をかけたくなかつたんです。貴方はそんなにも、妾の好きなこの家をお買になりたがつてるんですもの。」

（つづく）